

官報

号外

平成二年四月十九日

○第百十八回 衆議院會議録 第十三号

平成二年四月十九日(木曜日)

議事日程 第七号

平成二年四月十九日

午後一時開議

- 第一 取引所税法案(内閣提出)
- 第二 沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 農業青年基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 取引所税法案(内閣提出)

日程第二 沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 農業青年基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案(内閣提出)

奥田自治大臣の平成二年度地方財政計画についての発言及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明並びに質疑

平成二年四月十九日 衆議院會議録第十三号

午後一時二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

○議長(櫻内義雄君) 御報告いたすことがあります。

永年在職議員として表彰された元議員根本龍太郎君は、去る三月十九日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る四月十六日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに予算委員長の要職につき、またしばしば國務大臣の重任にあたられた正三位勲一等根本龍太郎君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

議員請暇の件

○議長(櫻内義雄君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

山口敏夫君から、海外旅行のため、四月二十三日から五月七日まで十五日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

日程第一 取引所税法案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、取引所税法案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。大蔵委員長榎藤征士郎君。

取引所税法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔榎藤征士郎君登壇〕

○榎藤征士郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、法律案の概要につきまして簡単に御説明申し上げますと、

第一に、現行法の全文を口語体に改めることにしております。

第二に、取引所税の課税対象及び税率の見直しを行い、課税対象を、取引所の市場における先物取引及びオプション取引とし、また、その税率を、先物取引については万分の〇・一、オプション取引については万分の一にしております。

第三に、取引所税の納税義務者は、取引所の会員とし、その納税方法は、取引所が会員から徴収し納付するいわゆる特別徴収によることにしております。

なお、この法律の施行に当たり、所要の経過措置を設けております。

本法律案につきましては、四月十七日橋本大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、同日質疑を終了し、採決した結果、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第二、沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長上田哲君。

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔上田哲君登壇〕

○上田哲君 ただいま議題となりました沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会にお

平成二年四月十九日 衆議院會議録第十三号

ける審査の経過並びに結果を御報告申し上げま
す。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めま
す。本案は、経済社会の進展に対応するため、産業
開発資金について改正を行おうとするものであり
ます。

その主な内容は、

第一に、産業の振興開発に寄与する設備が主務
大臣の定める事業の用に供せられる場合には当該
設備の取得等に関連する当該事業に必要となる立
ち上がり資金の貸し付けを行うことができること
にしております。

第二に、産業の振興開発に寄与する高度で新し
い技術の研究開発等に必要資金の貸し付けを行
うことができることにしております。

第二次振興開発計画終了期を二年後に控え、こ
の改正は、沖縄経済発展に有効に寄与するもので
あります。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。
本案は委員長の報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めま
す。本案は委員長の報告のとおり可決いたしま
した。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めま
す。本案は委員長の報告のとおり可決いたしま
した。

日程第三 農業者年金基金法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第三、農業者年金基金
法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。農林水産委員長亀井
静香君。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び
同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔亀井静香君登壇〕

○亀井静香君 ただいま議題となりました農業者
年金基金法の一部を改正する法律案につきまし
て、農林水産委員会における審査の経過及び結果
を御報告申し上げます。

本案は、最近における農業事情等にかんがみ、
農業者の老後の保障と農業構造の改善の一層の促
進等を図るため、農業者年金制度の改善を行おう
とするものであります。その主な内容は、

第一に、農村の高齢化の進行等に対応し、現行
のように六十歳での経営移譲を画一的に誘導する
給付体系を、農業者の選択により六十五歳までの
間で適期の経営移譲を促進するための給付体系に
改めることとしております。

第二に、年金財政基盤の長期安定化を図るため、
現行の定率国庫助成に加えて、農業構造の改善の
一層の促進に資する観点から、当分の間国庫から
の追加助成を行うとともに、保険料を段階的に引
き上げる等の措置を講ずることとしております。

第三に、営農意欲の高い農業者の経営規模の拡
大に資するよう、一定の条件のもとに、経営移譲

農地を農業者年金被保険者等と被用者年金に加入
している後継者等に分割して移譲する方式を創設
することとしております。

第四に、離農給付金支給事業について、一定の
見直しを行うとともに、その実施期限をさらに十
年間延長することとしております。

委員会におきましては、四月十日山本農林水産
大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月十七
日に参考人からの意見を聴取し、同日及び十八日
の両日にわたり政府に対する質疑を行いました。

四月十八日質疑を終局し、討論を行い、採決い
たしましたところ、本案は賛成多数をもって原案
のとおり可決すべきものと議決した次第でありま
す。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は
委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は
委員長の報告のとおり可決いたしました。

○佐藤敬夫君 議事日程追加の緊急動議を提出い
たします。

内閣提出、皇室経済法施行法の一部を改正する
法律案、即位礼正殿の儀の行われる日を休日とす
る法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告
を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めま
す。よって、日程は追加されました。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法
律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 皇室経済法施行法の一部を
改正する法律案、即位礼正殿の儀の行われる日を
休日とする法律案、右両案を一括して議題といた
します。

委員長の報告を求めます。内閣委員長岸田文武
君。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案及び
同報告書

即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律
案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔岸田文武君登壇〕

○岸田文武君 ただいま議題となりました二法律
案につきまして、内閣委員会における審査の経過
及び結果を御報告申し上げます。

まず、皇室経済法施行法の一部を改正する法律
案は、内廷費の定額二億五千七百万円を二億九千
万円の、皇族費算出の基礎となる定額二千三百六
十万円を二千七百十万円にそれぞれ改定しようと

するものであり、三月十三日本委員会に付託されたものであります。

次に、即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案は、即位礼正殿の儀が行われる平成二年十一月十二日を休日としようとするものであり、三月二十三日日本委員会に付託されたものであります。

以上二法律案について、四月十七日坂本内閣官房長官から提案理由の説明を聴取した後、一括して質疑に入り、内廷費及び皇族費の改定理由、即位の礼の儀式内容、大嘗祭をめぐる諸問題等、広範多岐にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、本十九日質疑を終了いたしましたところ、皇室経済法施行法改正案に対し、斎藤斗志二君から施行期日に関する修正案が提出され、趣旨説明の後、採決の結果、本案は多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

次いで、即位礼正殿の儀休日法案について採決に入りましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたします。

両案中、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の委員長(報告は修正、他の一案の委員長の報告は可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

国務大臣の発言(平成二年度地方財政計画について)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(櫻内義雄君) この際、平成二年度地方財政計画についての発言及び内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。自治大臣奥田敬和君。

〔国務大臣奥田敬和君登壇〕

○国務大臣(奥田敬和君) 平成二年度の地方財政計画の概要及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

平成二年度の地方財政につきましては、累積した多額の借入金残高を抱えるなど引き続き厳しい状況にあることにかんがみ、おおむね国と同一の基調により、歳入面においては、地方債の抑制に努めるとともに、地方一般財源の所要額の確保を図り、歳出面においては、地域住民の福祉の充実と地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進するため必要な事業費を確保する等、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することを基本といたしております。

以下、平成二年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

第一に、地方税については、最近における社会経済情勢等にかんがみ早急に実施すべき措置を講じることといたしております。

第二に、国民健康保険制度の見直しに係る額及び国庫補助負担率の暫定措置による影響額について

では、地方団体の財政運営に支障が生じることがないように措置いたしております。

第三に、地方財政の中期の健全化を図る見地から、財源対策債償還基金の計上、交付税特別会計借入金の一部返済等所要の措置を講ずることとしたしております。

第四に、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、地域づくりを進めるとともに、住民生活に直結した社会資本の整備、地域住民の福祉の充実、住民生活の安全の確保等を図るため必要な事業費の確保等所要の措置を講ずることとしたしております。

第五に、地方行政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政経費等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金について補助負担基準の改善を進めることとしたしております。

以上の方針のもとに平成二年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は六十七兆一千四百一十億円となり、前年度に比し四兆三千六百七十五億円、七・七%の増加となっております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、平成二年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額に特例措置額二百三十億円を加算した額から、昭和六十年年度分の地方交付税の総額の特例に係る一部返済額二百三十億円、交付税特別会計借入金利子支払額一千五百三十三億円及び同特別会計借入金償還額一兆四千六百億円を控除することとした結果、十三兆七千五百九十四億円となっております。

また、平成二年度分の普通交付税の算定につきましては、地域振興に要する経費、公共施設の整備に要する経費、教育施策に要する経費、福祉施策に要する経費等の財源を措置するほか、財源対策債償還基金の計上その他各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、単位費用を改定すること等といたしております。

以上が、平成二年度地方財政計画の概要及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨説明であります。(拍手)

国務大臣の発言(平成二年度地方財政計画について)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(櫻内義雄君) ただいまの地方財政計画についての発言及び趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。小川信君。

〔小川信君登壇〕

○小川信君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして御質問いたします。

まず、消費税の問題でお伺いいたします。

消費税は、消費者が負担した税金が五千億円も国庫に入らないなど、その不透明ぶりが批判的となっております。この間の国会の議論の中でも、伺っていますと、国や地方公共団体の負担も極めて不明朗であります。

端的に言つて、平成二年度政府予算案及び地方財政計画において、その歳出の中に消費税負担分を幾ら含まれているのか、その負担のうち、使用料、手数料等の転嫁によって賄われるものは幾らなのか、地方財政の場合、国庫支出金で幾ら賄われ、交付税でどのように手当てされ、地方独自の負担はどれくらいなのか、さらに、地方公営企業の場合はどうなのか、これらの質問に対して、大蔵省、自治省はわからないとおるところであります。

なぜこのようなことが許されるのでしょうか。政府みづからが不透明で、言うなれば帳簿もつけ得ずして、何ゆゑ事業者に記帳を義務づけ、納税を要求するか、それができるでしょうか。

海部総理、あなたの内閣が政治生命をかけて守ろうとしております消費税について、あなたの責任下にある大蔵省も自治省も、自分のところの会計から幾ら支出を予定しているのかわからないと公言しているではありません。総理は、この回答を平然とこの場で再び繰り返されるのでしょうか。私たちの疑問に対して明確にこれを示していただく、これは当然のことだと思ひます。具体的に数値を示していただきたいと思ひます。(拍手)

第二に、海部総理は、消費税の抜本的、思ひ切った見直しを公約し、確かに法案を提出されておられます。

そこでお伺ひいたしますが、消費税の見直しによる減税額は、当初一兆二千八百億円とされておりましたが、平成二年度政府予算案においては、これが一兆一千三百五十億円になっております。これは、計算違いによって生じたものなのか、法

案提出に至るまでに何か変更があったのか、大蔵大臣に御説明をお願いしたいと思います。

また、消費税の仕入れ税額控除の制限等を差し引きますと、実際の平年度減収額は約八千五百億円程度となると思ひますが、この財源手当てはどのように提案されておられるのでしょうか。一部には、平成二年度予算案の中で調整されているとも言われておりますが、そのとおり理解してよろしいのでしょうか。

また、初年度たる平成二年度は八百七十億円程度ですから、調整の範囲としても可能でしょうが、平年度の八千五百億円も予算で調整される、これをどのように理解し、考へてよろしいのでしょうか。そして、予算の中で調整されているとすれば、それは歳入の中で調整されているのでしょうか、それとも歳出の中で行われるのであろうか、具体的にお示しをいただきたいと思ひます。

また、これは制度改正であります。この制度改正に伴う地方財源の減収については、地方の負担と考へてよろしいのでしょうか。大蔵大臣、自治大臣からそれぞれお答えをいただきたいと存じます。

次に、日米構造協議にもかかわり、税制改革にもかかわる土地税制についてお伺ひいたします。

第一には、農地の宅地並み課税の問題です。

政府税調の小委員会において土地税制の検討に入つたと聞いておりますが、そこで明らかにされたのは、法人の異常な土地取引の実態であり、す。例えば、土地取得に占める法人の割合を見ますと、昭和五十七年には二五・八%であつたものが、六十二年には四五・七%にもふえておるとこ

ろであります。そして、事業用土地の未利用地についても、七八%が未利用地となつております。販売用地の場合でも五七%も占めております。そして、それぞれそれらは具体的な利用計画を持ってないことが明らかにされております。そして、二年以内のいわゆる超短期譲渡も急増しているというのが実態でございます。

これらの事実を、法人が財テクのために土地取得に狂奔したことを示しております。法人の中には、高利益を上げ、法人税で税金を持っていかれるほどならば、社宅など福利厚生用の用地としての名目でマンション等を買ひあさつておられるというふうな話も多く聞かれます。

こういうふうな中で、今日、大都市圏の農地の宅地並み課税が大きな議論となつておりますが、私は、土地の利用を重視し、利用に基づく課税という土地政策並びに税法の理念、また都市圏における農業の役割を考へるとき、営農を継続する意思があり、現に農業の用に供せられております農地に対しては、農地課税というのが当然であると考へております。

一方で法人の土地投機を黙認し、その不勞所得、財テクを認め、未利用地を野放しにしておいて、土地の実際用途にかかわりなく、いわゆる農地に對しなす課税を行うということは、土地政策、計画的な土地利用計画の面からも、また社会的公正の面からも認めることはできません。

以上の問題につきまして、大蔵大臣、自治大臣、農水大臣の皆様方それぞれから御見解を伺ひたいと存じます。

第二の問題でございます。これはもう少し大きな問題でございますが、土地の保有課税の問題で

ございます。これをどうするかということです。固定資産税は、昭和六十三年に地価急騰の前半の影響を受けまして大幅に引き上げられております。年金生活者や零細なお店屋さん、それぞれの方々からは、こんな状態では暮らせなくなる、商売ができなくなる、こういうふうな深刻な声が寄せられております。また、来年一月には評価がえが行われます。評価額引き上げの上限を切つたり負担調整を行つたりして今までやってきましたけれども、これでは済まされなくなつてくるのではないのでしょうか。現行の課税標準の特例も、四十年代の狂乱地価のもとで導入されたものです。今日において、この特例の拡充策を検討すべきではないでしょうか。また、特例のない都市計画税についても、特例制度の導入を検討すべきであります。

一方では、法人の未利用地、そして大規模所有者者に対して、この間大幅な地価の上昇がありましたが、この地価上昇をどのように社会還元させるかという点もそろそろ結論を出すべきものではないかと考へます。以前、私も野党が土地増価税や再評価税の検討を提言いたしましたときに、自由民主党は、土地の国有化などと意図的に絡めて、この批判に終始いたしました。

今日、政府は、新行革審でも言つておりますし、また国会でもたびたび決議されております利益の社会還元をどのように具体的に税制としてまとめられようとしておられるのか。単に税調にげたを預けるだけではなく、明確なる方針を示すべきであります。総理並びに大蔵大臣、自治大臣の御所見を求めます。

続きまして、国民健康保険制度についてお伺いいたします。

今年度において、医療保険制度の大幅な改正は見送られました。しかし、国保制度の問題は何ら解決しておりません。共同事業や適正化プランによっても、構造的な問題は何ら解決しておりません。市町村国保会計の赤字は解消せず、また、国保料・国保税の滞納も改善されておられません。医療保険制度については、来年も新しい提案が行われるのではないかと考えられますが、自治大臣はこれについてどのような方針で臨まれるのか、御所見を伺います。

さらに、地域振興についてお伺いいたします。

第一には、政府はふるさと創生事業を展開しておりますが、そのかなめは、本来第一次産業をどのように位置づけるかということではなくてはなりません。そして、現実の問題として求められているのはソフトの問題でございます。一兆円事業といいますが、その多くはハード事業であり、ソフト面の対策は、いわゆる一団体一億円程度となっております。中山間地における農業後継者の問題や農業青年金制度のさらなる充実などについて手当てをしていかなければ、ふるさとの再生はできない状態でございます。これらは、農業問題だけではなく、地場中小企業の振興についても同様であり、人材の確保が最大の問題となっております。交付税会計において、特会借入れの繰り上げ償還を行う状態になっております。もう少し、せっかくの地域振興事業であるなら、ソフトの面に力を入れていただきたいと存じます。総理並びに自治大臣、農水大臣の御見解を伺います。

また、地域振興に関連して、さきに議員立法で制定されました過疎地域活性化特別措置法につきましてお尋ねいたします。

第一には、都道府県には過疎債の発行は認められませんが、ぜひとも地域総合整備事業債等を弾力的に活用して、地域産業おこし、雇用創出に助成を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。さらに、今回過疎団体から卒業されました市町村についても、経過措置等の弾力運用によって、名実ともに卒業がかなうよう温かい手当てをすべきではないでしょうか。これらの点について、自治大臣の明快な御答弁をお願いいたします。

最後に一言申し上げます。

ことしは、地方財政計画の策定もおくれ、交付税法案の提出も大幅におくれています。そして、交付税と消費税問題は切り離せない問題であります。地方自治体の財政運営に支障を来さぬよう、政府においても地方財政を人質にとつて消費税問題をこり押しするようなことを厳に慎むよう強く要望いたします。私の質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕

○内閣総理大臣(海部俊樹君) 小川議員にお答えをいたします。

消費税実施後に編成されました平成二年度予算や地方財政計画におきましては、元年度と異なり、既に消費税額がいわば溶け込んでいる単価をもとに積算を行っており、消費税以外の要因による単価変動も考えられることもありまして、予算や地方財政計画中の消費税に相当する金額を把握

することは困難な事情があるということをどうぞ御理解いただきたいと思ひます。

土地の含み益に対する負担のあり方についても、さまざまな御意見があることはよく承知いたしておりますが、所得課税として考えてみますと、実現していない利益に対する課税になるといった問題の指摘も過去の税制調査会の答申ではなされておったところでございます。

いずれにいたしましても、こうした問題すべてを含めて、今後、土地税制小委員会において税制の総合的な見直しの一環として検討されるものと考へておりますし、政府といたしましては、調査会の検討結果を踏まえて適切に措置してまいる考へであります。

ふるさと創生問題にもお触れになりましたが、このふるさと創生の推進につきましては、お説のように、全国各地域において個性豊かで魅力ある地域づくりを進めていくためには、単に施設整備などのハード事業のみならず、地域における人材の育成、農林水産業の振興など、知恵と情熱を結集したソフト事業を積極的に展開することが必要であると考へております。このため、国としても最大限の支援を行っていく考へております。

残余の御質問については、関係大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 小川議員からの御指摘にお答えをいたします。

まず、第一点であります。御指摘の消費税見直しによる減収額一兆二千八百億円と言われましたものは、昨年末、自由民主党において「消費税の見直しに関する基本方針」をおまとめになりました

した際、自由民主党で試算をされたものでございます。この計数につきましては、消費税の非課税範囲の拡大などによる減収額一兆一千四百億円に、消費税見直しに伴います関連措置として手当てをされました公的年金等控除額の引き上げ及び特定事務用機器の即時償却の適用期限の延長などにより減収額一千四百億円を加えたものであると承知をいたしております。したがって、昨年自由民主党の試算されました一兆二千八百億円の減収額のうち、消費税の非課税範囲の拡大などによる減収額一兆一千四百億円が、今回政府がお示しをいたしております平成二年度減収額一兆一千三百五十億円とはほぼ見合つておるものでありまして、見直しによる減収額が昨年と今年とで異なつておるというのではないと思ひます。

また、見直しによる減収の財源手当てについては御指摘がありますが、政府は、これまで、毎年度の予算編成過程におきまして、歳入面につきましては、予算編成の一環として、その時点までの課税実績や政府経済見通しの諸指標を基礎といたしまして個別税目ごとの積み上げにより税収見積もりを行いますとともに、歳出面につきましても、経費の徹底した節減合理化に取り組むなど、そのときどきの経済情勢、財政事情などを踏まえ、歳入歳出全体を一体として展望しながら予算編成を行つてまいりました。

平成二年度予算につきましては、歳入面におきまして、消費税の見直しによる減収を含む税制改正による減収を繰り込み、これまでの課税実績などを基礎として税収見積もりを行い、また、歳出面におきましては、財政改革の第一段階であります特例公債依存体質脱却というものを実現いたし

ますとともに、公債依存度の引き下げなどを図るため、さらに徹底した歳出の節減合理化に取り組んだところであります。

すなわち、平成二年度におきましても、この予算編成全体を通じて、歳入歳出全体を展望して一体とした予算編成を行ったところであります。平成三年度以降の予算編成につきましても、消費税見直しにより増収を繰り込み、課税実績などを基礎として税収見積もりを行うと同時に、歳出の節減合理化などに取り組むなど、一体の予算編成を行っていく考え方であります。

また、平成二年度の地方財政計画につきましては、消費税見直しに伴う歳入の減少も繰り込みました上で歳入歳出を的確に見積もり、全体として収支がバランスするよう適正に作成されたところであります。これにより地方団体の全体の財政運営に支障が生じることのないよう措置されておると考えております。

また、市街化区域内農地に関する税制の問題につきましても、総合土地対策要綱によりまして、保全すべき農地として都市計画明確な位置づけ措置がなされない農地に対する取り扱いの適正化を図るなど、見直しの方向が示されております。また、昨年十二月の税制調査会の答申におきましても、総合土地対策要綱などを踏まえ、資産課税の適正化などの観点からも見直すべきだと、見直しの視点もお示しをいただいたところであります。

政府といたしましては、昨年十二月二十一日の土地対策関係閣僚会議におきまして、「今後の土地対策の重点実施方針」を申し合わせ、大都市地域内の市街化区域内農地に関する税制につきましても、総合土地対策要綱に沿って、関係制度の整備

充実等とあわせ、資産課税の適正化の観点から見直すこととし、税制調査会の御検討を踏まえながら、平成四年度からの円滑な実施を図ることとしたしております。

また、土地の含み益についての負担についての御指摘がございました。

これにつきましては、さまざまな御意見があることを私も承知をいたしております。土地の含み益に対する課税につきましては、税制調査会の答申では、従来から、所得課税として考えた場合、いまだ実現せざるキャピタルゲインに対する課税となる、また、保有課税として考える場合、現行の固定資産税や特別土地保有税との関係を整理する必要がある、また、企業の生産活動に使用されている土地への課税は、資本集約型産業を中心として企業活動にかんがりの影響を与える、こうした問題の御指摘がなされておりました。また、企業の所有する土地に負担を求めるといふ観点から見ますと、古くから持っている土地、新しく購入した土地について扱いが異なることをどう考えるかなど問題もございます。

しかし、いずれにしても、こうした問題を含め、税制調査会において土地税制の総合的な見直しの一環として検討されることになると考えており、政府としては、税制調査会の検討結果を踏まえて適切に対処してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣奥田敬和君登壇〕

○国務大臣(奥田敬和君) 答えたいします。

まず、地方財政における消費税の影響額に関するお尋ねであります。

既に総理からお答えがありましたけれども、平

成二年度の地方財政計画あるいは地方公営企業に於いて消費税の影響額を把握することはなかなか困難であります。地方財政の運営に支障が生じることがないように、平成二年度の地方財政計画や地方交付税等の地方財源措置については、国の予算と同様に、消費税影響額が溶け込んだ単価をもとにいたしまして所要の措置を講じているところでございます。

次に、消費税見直しに伴う地方財源の減収に関するお尋ねでございます。

このことも既に大蔵大臣の御答弁にもありましたが、この減収については、地方財政計画の策定を通じて、地方財政の運営に支障が生じることがないように適切に現在措置したところでございます。

次に、宅地並み課税についてのお尋ねであります。

市街化区域内に所在する農地については、届け出のみによって宅地転用することができると等から、周辺宅地との税負担の均衡を図るため、原則として宅地並みに評価して税負担を求めるといいたしております。宅地並み課税については、現在進めている土地税制の総合見直しの中で検討を行いまし、平成二年度中に成果を得て所要の法律の提出を図ってまいり所存でございます。

次に、固定資産税及び都市計画税の特例についてのお尋ねでございます。

固定資産税については、住宅政策の観点から一定の特例措置が既に講じられております。これ以上の軽減措置の拡充については、負担の公平及び市町村財政への影響を考へるなら、さらに慎重に検討すべきものと考えております。

また、都市計画税における特例制度の導入については、同税の性格から見ても、これは慎重に処すべきものであらうと考えています。

次に、法人の未利用地や大規模所有者の利益等に関する土地保有課税のあり方についての御質疑でございます。

現在進めている土地税制の総合見直しの中で検討すべきものと考えますけれども、このうち低・未利用地の有効利用を促進するため、特別土地保有税を活用することについては、現在遊休地を特定する制度創設とあわせて、本年度中にその見直しを行ってまいり所存でございます。

次に、国民健康保険制度についてでございます。

平成二年度における見直しは、国保の安定化に寄与するため、現在の諸情勢を踏まえた上での改善措置を講じようとしております。今後とも、各医療保険制度間の負担の公平化、医療費適正化等の基本的対策を推進するとともに、それとあわせて、国保のあり方についても、滞りなく進め、その運営の一層の安定を図るため方策を推進する必要があると考えておるところでございます。

ふるさと創生事業の展開についての御質問であります。

ふるさと創生の推進については、平成二年度から一兆円構想を推し進めることといたしております。その中で、特にソフト事業に対し交付税措置を講じ、農林漁業後継者の確保、人材育成等、地域実情に即した事業を積極的に展開してまいりたいと思っております。

最後に、過疎地域活性化特別措置法に対するお尋ねであります。都道府県における地域総合整備事業債、また新法の対象とならない旧過疎地域の市町村に対する経過措置につきましては、十分にその弾力的運用に努めてまいりる所存でございます。(拍手)

【国務大臣山本富雄君登壇】

○国務大臣(山本富雄君) 小川議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、農地課税についてであります。東京など大都市地域の市街化区域内農地につきましては、一昨年六月に閣議決定されました総合土地対策要綱におきまして、市街化する農地と保全する農地とに区分し、市街化する農地につきましては、必要な都市基盤の整備を図りつつ宅地化を進めるべきものとなっております。これに際して税制面の扱いについても見直すこととされております。農林水産省といたしましても、こうした基本的方向で協力をしていく考えであります。

次に、ふるさと創生事業についてであります。農林水産業の振興を図りながら住みよい活力のある農山漁村を築き上げることは、首都圏への一極集中を是正し、国土の均衡ある発展を図るというふるさと創生の趣旨にまさに沿うものと考えております。このために、すぐれた担い手の育成、生産基盤の整備、バイオテクノロジー等の先端技術の開発普及などにより特色ある農林水産業の振興を図り、生活環境の整備や就業機会の確保等を通じて農山漁村の活性化を一層推進してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 小林守君。

【小林守君登壇】

○小林守君 私は、ただいま議題となりました平成二年度地方財政計画について、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、総理並びに関係大臣に御質問いたします。

まず最初に、今日最も緊急の課題である日米貿易摩擦を背景とした日米構造協議の問題について伺います。

新聞等で拝見いたしますと、日米協議でアメリカから日本に対して要求されておりますのは六分野、二百数十項目とされておりましたが、その内容についてなぜか政府は明確にいたしません。しかし、事態は刻々と進んでおります。したがって、私は、二点について具体的に伺います。

第一は、公共投資の問題であります。

社会資本の充実、豊かさが実感できる国民生活の実現の上でも、アメリカから要求されるまでもない内政の最優先課題であります。ところで、新聞に紹介されております対日要求を見ますと、公共投資に関する包括的事業計画の策定と個別公共事業計画の改定強化を求めていると理解いたします。また、対日要求においては、事業及び資金をできるだけ中央政府にシフトするよう求めているとされておりますが、これは事実であるのか。だとするならば、国と地方の公共投資の構造を転換しようとしているのか。公共投資に関するこれらの対日要求の対応について、海部総理に御所見を伺います。

さらに、公共投資を拡大するのは結構ですが、その裏づけとなる地方の負担はどうなるのでしょうか。財政制度審議会や新行革審は、国の一般歳

出や地方財政計画における歳出については名目成長率以下とするよう求めておりますが、この方針とどのように整合を図り、整理されるのでしょうか。総理並びに大蔵大臣に具体的にお答えをいただきたいと存じます。

第二に、いわゆる大店法の問題ですが、中間報告によりますと、地方公共団体の独自規制についても是正指導するとされております。通産大臣は、談話で、関係地方公共団体の御協力をお願いするとされておりますが、是正指導と協力要請では大分性格が異なると考えますが、いかがでありますでしょうか。地方公共団体の自治立法権にかかわる問題でもありますので、自治大臣、通産大臣、それぞれのお立場で御答弁をお願いしたいと存じます。

次に、行財政改革について伺います。

昨日、臨時行政改革推進審議会が最終答申を行いました。しかし、この答申は採決で決せられたと聞いております。七人の委員は国会の承認に基づいて就任したものであり、その七人の意見が一致を見ないまま答申がまとめられるというのは極めて異常であります。答申は今後の政府の施策にも重大な影響を与えるものであります。私は、二人の委員から提示された修正意見を十分議論し、取り入れることを促す努力を政府も行うべきであつたと思ひます。

海部総理は、この新行革審の全会一致ではない答申を内閣としてどう受けとめるのでしょうか。答申を最大限尊重すると総理は述べられました。が、このような多数決による文案の決定の経過をどう受けとめるのでしょうか、見解をお示しいただきたいと思ひます。

また、行財政改革の重要なキーワードは「増税なき財政再建」であつたはずですが、しかし、実際は消費税という公約違反の増税が強行実施されました。今日、新行革審は、二〇二〇年における国民負担率について五〇%を下回ることを目標とするとしていますが、政府としても目標は同じなのではないか。五〇%以下に抑えるというのは政府の公約と明確に受け取つてよいのでしょうか。大蔵大臣の所見を伺います。

さらに、政府の「高齢者保健福祉推進十か年戦略」、いわゆるゴールドプランが示されておりますが、そのホームヘルパーの増員計画を見ても極めて不十分であり、十年たつてもヨーロッパの水準には追いつかないものであります。しかも、補助単価が低く、思うように人材が集まらない危険があります。十か年戦略に関して平成二年度政府予算案における事業費の地方負担分は約八百億円とされ、交付税の単位費用もアップはされておりますが、十分とは言えません。私は、ホームヘルパーについては十年で政府案の二倍、すなわち二十万人とし、補助単価も倍にしなければ、高齢社会に対応する福祉は大丈夫とは言えないと思ひます。したがって、平成二年度の政府予算案並びに地方財政計画については組み替えるべきだと思いますが、総理並びに自治大臣の明快な答弁を求めます。

行財政改革の質問の最後は、国庫補助負担率の特例の問題であります。先ほど日米構造協議について伺いましたが、公共投資を伸ばすといっても、地方の受け皿が必要であります。特例措置は平成二年度で切れることになっておりますが、今度こそ約束は守られるの

でしようか。臨時的なばらまき行政はあつても、地域格差の是正や本格的な地域振興、東京一極集中の是正などについての体系的な政策の展開はあまいとなつており、地方自治体の政府を見る目は厳しくなつております。この際、総理から、約束は果たすと明確にお答えをいただきたいと思ひます。

続きまして、地方財政計画そのものの問題について伺ひます。

第一には、地方財政計画の意義は何かという点であります。

例えば、地方交付税法第七条においては、「内閣は、毎年度『翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならぬ。』とされております。地方財政計画は、個々の地方公共団体にとりましても、翌年度の予算編成の指針となるものであります。しかし、ことしのように、内閣が予算編成を行い、閣議でこれを決定しても、予算案が総選挙の執行の關係で国会に提出されないという事態において、地財計画が決定されたのは三月であります。果たして地方団体にとって財政運営の指針たり得たのかという疑問を感じます。地財計画の意義を失わしめることしのこのような事態を自治大臣はどのように受け取られておられるでしょうか。御所見を伺ひたいと思ひます。

第二に、地方財政が地方団体のトータルな行政、経済行為をとらえているかという問題であります。

現状の地財計画は普通会計分のみをあらわしていることは承知しておりますが、地方公営企業

等の投資や運営が拡大する中で、現状の地財計画の枠では全体がつかめなくなつております。私は、地方財政が大きく見えるか否かと、普通会計と企業会計は別とかいふ議論ではなく、区分けは区分けとして、地方団体及び関連企業の活動がトータルにつかめるように地財計画も改革を図るべきだと考えますが、自治大臣の見解を伺ひます。

第三に、計画と決算の乖離の問題であります。

最近ではその幅が小さくなつたとは言われますが、依然としてあることは事実であります。こうしたことは、地方財政においては中期的な見通しのもとに計画的な事業の執行が求められているのに対して、政府においてはそのときどきの景気等によつて増減を図り、しかも財政負担の変更等をもたらししていることも大きな原因であると考えます。地方自治の確立は、地方財政の安定した拡充と地方分権の確立にあります。したがつて、私は、この際、地方財政の中期展望を明確にし、その展望に基づいて地方財政運営を推進するよう改めるべきと考えます。地方財政の中期見通しについては、過去さまざまな議論が行われていると思ひますが、この際、自治大臣の決断を促したいと思ひますが、いかがでありますでしょうか。

最後に、私も日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党、進歩民主連合の四会派は、参議院における連合参議院とも連絡、協議しつつ、政府の平成二年度予算案の組み替え要求を本日政府並びに与党に行いました。

私どもの趣旨は、公約に反し、国民の反対を押し切り導入した消費税をことし九月三十日をもって廃止するとともに、高齢福祉年金の引き上げ、

ホームヘルパーの増員、育児休業法の制定など歳入の充実を図ることです。財政状況を見ても、消費税の存在の必要性はなく、国民は不公平税制の是正こそ強く求めております。政府・与党においては、この当然の予算案の組み替えについて真摯に検討し、速やかに実現されるよう要求し、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕

○内閣総理大臣(海部俊樹君) 小林議員にお答えをいたします。

社会資本整備につきましては、米国から指摘されるまでもなく、我が国自身の問題として、本格的な高齢化社会が到来する二十一世紀を見据えて、着実に充実を図っていく必要があるものと考えております。

このような観点から、日米構造協議の中間報告におきましては、住宅、下水道、公園など、平成二年度末に期限が到来する八本の長期計画については、これらを更新し、現行規模を上回る計画を策定する、そして、今後十年間の新しい総合的な公共投資計画を作成することとし、最終報告においてその支出総額を明らかにすることとしているところであります。

なお、関連して、米国は、公共投資について、その事業及び資金を中央政府にシフトするように要求していることとされておるが本当かというお尋ねでありましたが、そのような話は何も聞いておりません。

歳出規模の抑制目標と公共投資拡大についての問題でありましたが、財政の健全性を確保しながら、国民負担率の上昇を抑制するために、国及び地方の歳出の伸び率を名目成長率以下とするとの

原則が最終答申において新行革審より指摘されているところでもございます。

今後の財政運営につきましては、国民負担率の上昇を極力抑制することを基本としながら、社会資本の整備、必要な財政需要に適切に対応しつつ、財政が効率的にその本来の機能を発揮できるようにすることが重要な課題でありまして、今後とも財政運営に、国、地方ともに全力を傾けてまいり所存であります。

昨日、新行革審から最終答申を受けました。大槻会長以下審議会委員の英知を結集し、正規の議事手続に従つて統一的意思としてこの答申が決定され、政府に提出されたものと承知いたしております。審議の過程においてさまざまな議論が交わされることは、これは当然のことであると思ひますし、議論を尽くされて後、合議体としての意思を決定されたものでありますので、政府としては、これまでの答申と同じように、今回の最終答申を最大限に尊重しつつ、その実現の推進に当たっていく考えであります。

本格的な高齢化時代を迎え、社会基盤を整備することは、御指摘のように緊急の課題であると認識いたしております。このため、昨年十二月「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を策定し、今世紀中に実現を図るべき目標を明らかにしておるところであります。この中で、在宅福祉サービスのみならず、施設福祉サービスの具体的目標も設定しておりますから、この両者が一体となった必要かつ総合的な福祉サービスを提供していく所存であります。

国庫負担率の特別措置についてお触れになりましたが、公共事業に係る補助率等については、平

成二年度までの暫定措置として、昭和六十三年度に適用されている補助率等とすることにしているところがございます。暫定期間終了後の取り扱いについては、関係省庁間の検討会において今総合的に検討を行っているところでありますけれども、この場合、昭和六十二年引き下げ分につきましては、平成三年度から昭和六十一年度の補助率等の水準に還元するものとしておるところでございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をいたさします。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 小林議員から私に与えられました御質問は三点であります。

第一点は、構造協議に関連いたしまして、公共投資拡大に対する地方負担の裏づけでございます。

従来から、地方財政に関しましては、その円滑な運営に支障を生ずることのないよう各年度の地方財政計画を適正に策定しておるところであります。引き続き、公共投資に必要な経費を含め、地方財政について各年度の地方財政計画の策定を通じて適正に対処してまいりたいと考えております。

また、元年十二月の行政改革推進審議会の御指摘にもありますが、国と同様に、地方財政につきましても、国民負担率の抑制の見地から、全体として歳出規模の抑制を図っていく必要があるものと考えております。

また、財政審の答申と今回の公共投資拡大との関連についてのお尋ねがございました。

確かに、臨時行政調査会答申や今回の新行革審

の最終答申におきましては、財政の健全性を確保し、国民負担率の上昇を抑制するために、歳出の伸び率を名目成長率以下とするという原則が指摘をされております。一方、公共投資につきましても、今後の日米構造協議の中間報告におきまして、今後の中長期的な公共投資のあり方については、本格的高齢化社会が到来する二十一世紀を見据えて着実に社会資本の整備を図っていくこととしております。

こうした観点から、今後の財政運営につきましては、国民負担率の上昇を極力抑制することを基本としながら、社会資本整備など必要な財政需要に対応しながら、財政が効率的にその本来の機能を発揮するようにしていかなければなりません。

そのためには、財政は時代の要請に応じて効率性の高い歳出構造としていく努力が引き続き必要でありまして、今後ともに制度改革や歳出の節減合理化を進めていくことが必要であります。また、こうした財政改革の努力を進め、中期的に見れば、公債依存度の引き下げなどにより国債費の比率を低下させ、政策経費の割合をふやす方向で財政運営を行うようにしていかなければならないこととだれも私どもとしては考えております。

また、行革審報告にある二〇二〇年における国民負担率五〇％以下の抑制という目標は、政府の公約と受け取ってよいという御指摘でありました。

今後、高齢化社会の進展等に伴い、国民負担率は長期的にはある程度上昇すると考えられ、最終答申の目標は容易ならざる課題であると受けとめておりますけれども、今回の最終答申や財政審報告の趣旨などを踏まえながら、今後とも最大限の

努力を払っていかねばなりません。

新行革審の答申は、政府みずからの公約といった性格のものだとは私は考えておりませんけれども、従来から、政府は、臨時行政調査会あるいは行革審答申というものを最大限に尊重しながら着実に実施、推進してまいりました。今回の新行革審の最終答申につきましても、この趣旨を踏まえて努力してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣奥田敬和君登壇〕

○国務大臣(奥田敬和君) お答えいたします。

まず、大店法の問題についてでございますが、日米構造協議の中間報告は、国・地方を通ずる規制緩和の方向で地方公共団体の独自規制については是正するように協力を求め、最大限の努力を行うこととしたものと心得ております。私といたしましては、地方自治原則にも十分に配慮しつつ、これまでの経緯等にかんがみて、地方における行き過ぎた規制の是正はすべきものであると考えております。

次に、ホームヘルパーの増員についての御質疑でございます。

ホームヘルパーについては、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」や平成二年度の国の予算において所要の措置が講じられておりまして、平成二年度の地方財政計画においてもこれに対応した措置を講じてきたところでございます。

次に、地方財政計画の決定が三月にずれ込んだという点に関するお尋ねでございます。

御質疑にもありましたように、総選挙が行われたこととございます。平成二年度の地方財政計画の決定は、御指摘のように三月初旬にまでずれ込みました。おくれたことは決して好ましいことではない、当然でございます。しかしながら、地方財政計画の前提となる地方財政対策の内容などを地方団体に密に連絡をいたしまして、地方団体の財政運営には支障が生じることがないように適切に処理して対処してまいったということでございます。

次に、地方財政計画の対象範囲の拡大に関するお尋ねでございます。

地方財政計画は、翌年度に必要なと見込まれる普通会計ベースでの地方財源を保障することを目的として策定されるものでありますから、地方公営企業はこれに含まれないわけでございます。

なお、地方公営企業につきましても、地方一般財源において負担すべき部分については、地方財政計画を立案の上、公営企業繰り出し金として適切に計上してまいったところでございます。

最後に、地方財政の中期展望についてのお尋ねでございます。

地方財政は、三千三百の地方団体の財政の集合でございます。それぞれ自主的な判断に基づいて財政運営を行っているために、全体として中期的な収支見通しを定量的にお示しすることはまことに困難でございます。しかしながら、今後とも、小林議員の御指摘のように、中長期的な視点に立った地方財政運営を心がけてまいりたいと存じております。(拍手)

〔国務大臣武蔵嘉文君登壇〕

○国務大臣(武蔵嘉文君) お答えいたします。

今回の日米構造協議におきまして、大店法につきましても規制緩和をすることにいたしておりますけれども、これは国だけではいけない、今自治大臣からも御答弁がありましたように、地方自治体

においてもいろいろの規制が行われておりますので、これを緩和していただきたいと考えておるわけでございます。

そこで、今の御質問は、私の談話の表現と今度の中間報告にある表現と少し違うじゃないか、こういう御指摘でございますが、これは私といたしましては、地方公共団体を尊重いたしまして丁寧に申し上げたつもりでございますして、その趣旨は全く同じでございます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 河上重雄君。

〔河上重雄君登壇〕

○河上重雄君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま趣旨説明のありました平成二年度地方財政計画並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質問いたします。

我が国経済は、世界のGNPの一五%を占める経済大国に発展を遂げてまいりましたが、反面、私たちの生活からは経済大国にふさわしい豊かさが実感できないのが実情であります。

大都市では地価高騰が続く、サラリーマンのマイホームは今や夢にすぎない状況になっております。また、下水道、公園などの生活関連施設の整備等、社会資本の整備が極めておこなわれているのが実情であります。さらに、来るべき高齢化社会の具体的な対応が迫られているが、医療、年金、老人福祉等、社会福祉制度は不十分であると言わざるを得ません。

こうした問題の原因の多くは、これまでの政治、経済の目標が、経済や生産を優先する余りに、生活者という視点を欠いていたためであると

思うのであります。今こそ生活者に光を当てた政治、生活者の視点に立った経済に転換することが強く求められていると私は考えるものであります。

これは、単に我が国の内政問題にとどまらず、日米構造協議に象徴されるように、国際的にも大きな課題となっていると言っても過言ではありませぬ。こうした課題に取り組むためには、中央主導型の行政では限界があります。国からの権限や財源の地方移譲による分権と地方自治の確立がいや応なしに迫られていると思うのであります。

海部総理は、総理就任初の施政方針演説で、「創造性豊かで多様な選択可能性に富む地域づくり、ふるさと創生の具体化に努めてまいります」と述べております。この総理の発言を實行しようとするならば、地方自治体の権限、財源の強化こそ急務であると考えられるものであります。海部総理の地方自治に対する基本的理念及び地方自治制度に関する現状認識とそれを踏まえての対策について、この際、明確にさせていただきたいのであります。

次に、地方自治体への権限の移譲についてお伺いいたします。

地方制度調査会では、過去数次にわたり地方自治体への権限移譲について改革案を提示してきましたが、その中で、土地利用、町づくり、産業、交通の各分野で具体的に十六項目を挙げ、これらについて特に速やかに実施するよう求めております。一方、新行革審の答申の中にも積極的な地方への権限移譲がうたわれておりますが、この答申では、地方制度調査会の答申で指摘された十六項目のうち、ガス事業の許可、信用金庫の事業免許

に関する二項目は含まれていないのであります。今後の地方自治体の置かれた立場を考えたとき、少なくとも地方制度調査会の答申に基づく改革は必要であると考えますが、総理の所見をお伺いしたいのであります。

また、機関委任事務制度における議会の検閲・検査権、監査請求権及び監査委員の監査権の確保、地方議会における参考人制度、地方議会の充実強化が求められております。地方自治を充実強化するためにこれらの施策を早急に推進すべきであります。この点についての見解もお伺いしたいのであります。

さて、地方財政の当面する問題について何点かお尋ねいたします。

本年度の地方財政は、借金の繰り上げ償還を行うなど健全化を進めているところではあります。が、地方の借金は、昨年度末の六十六兆八千億円から本年度末では六十七兆三千億円と、依然としてふえ続けているのが実態であります。このような中において、最近、地方財政に余裕が生じているという地方財政余論が言われております。私は地方財政には余裕はないと考えるものであります。私に、これに対する自治並びに大蔵大臣の所見を伺いたいののであります。

また、地方自治体の財政の健全化のために地方債の繰り上げ償還を行えるようなシステムをつくるべきであると考えられるものであります。この点についての見解を伺いたいののであります。

今後、地方自治体は、一極集中を是正するため多極分散型国土の形成や生活者に視点を当てた行政に転換するために必要な社会資本の整備、高齢化社会の急速な進展に対応した福祉施策の充実

等、長期的に財政需要の増大が見込まれているのであります。これに対しては、地方税源の充実を中心とした地方一般財源の充実が必要であると考えますが、これに対してどう対処するのか、見解を伺いたいののであります。

次に、補助率カットについてお伺いいたします。

昭和六十年以降補助率カットが行われ、公共事業については昨年度さらに二年間延長され、本年度も補助率カットが暫定的に行われているのであります。さらに合意した日米構造協議の中間報告では、公共事業の拡大がうたわれており、政府もこれに積極的に取り組むことを表明しております。が、このように事業を推進するためには、補助率カットの恒久化やカットの割合をさらに強める等地方自治体への負担を強化する措置はよもやとられることはないと思いますが、これに対する総理の御決意をお伺いしたいのであります。

また、日米構造協議中間報告に伴い直轄事業も当然増加することになるわけであります。直轄事業は国家的立場から行うものであることから考えて、我が党が従来から主張しておりましたように、これを機会に直轄事業の地方負担分については早急に廃止すべきであると考えられるのであります。さらに、公共事業等の増大に伴う地方負担増に対しては一般財源の拡充により対応すべきであるとありますが、この点についてもあわせて御見解をお伺いしたいのであります。

次に、国民健康保険会計についてであります。これまで暫定的に地方負担が導入されていた保険基盤安定制度が今回恒久化されようとしておりますが、国保事業は、本来、国の負担金と保険料

で賄うべきものであります。このように地方負担を恒久化することは制度の根幹に触れるものであり、こうした措置を講ずるならば、医療制度全般にわたる抜本的見直しを行う中で改革すべきものであると考えますが、これに対する見解を伺いたいのであります。

次に、固定資産税について伺います。
平成三年度は固定資産税の評価がえの年に当たります。この評価がえは平成元年七月一日を基準日として行うことになっておりますが、この時期は東京都心の商業地に端を発した地価高騰が広域化したときでもあります。来年度の固定資産税評価がえに伴う負担緩和についてどのような方針で臨まれるのか、見解を明らかにしていただきたいのであります。

私どもは、生活権を守るという観点から、固定資産税については、一定規模以下の居住用の土地及び建物については軽減措置を拡大すべきであると考えております。また、長期的な展望に立つて、資産を用途別、所有形態別に区分して、固定資産税の負担の適正化を図るべきであると思っております。それぞれについての見解をお伺いしたいのであります。

最後に、消費税についてであります。

今回の地方交付税改正案並びに地方財政計画は、消費税の存続を前提とされております。しかし、消費税については、国民は依然として廃止を強く望んでおります。自民党の公約である消費税の見直し案では、食料品が値下がりする保証はなく、さらに、消費税の持つ多くの欠陥を何一つ解消するものでもありません。しかも、逆進性の緩和には何ら役立つものではなく、かえって制度を

複雑化させ、逆に中小零細企業などの事務負担の増大を招くものであります。

本日、我が党は、社会党、民社党、進歩民主連合と共同で、消費税廃止関連四法案を本院に提出するとともに、予算委員会理事事に平成二年度予算案に対する組み替え共同要求を提出いたしました。(拍手)

私は、この際、消費税は一たん廃止し、地方財政の強化にも十分配慮した国民合意の税制再改革を行うべきであると強く主張するものであります。消費税廃止関連四法案、予算組み替え要求にどのように対応されるのか、総理の見解を伺いたいのであります。

以上、当面する重要問題について質問をいたしました。政府の率直なる答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(海部俊樹) 河上議員にお答えを申し上げます。〕

地方自治は、民主政治の基盤であり、内政のかなめであると考えております。平成二年度においては、創造性豊かで多様な選択可能性に富む地域づくり、ふるさと創生の具体化のため、ふるさと創生一兆円構想を実現してまいりたいと考えております。

地域の創意工夫を生かした個性的な魅力ある地域づくりのためには、なお一層の地方の自主性、自立性の強化と地方財源の充実が必要であると認識をいたしております。

行革審においては、地方制度調査会の答申も踏まえて審議が行われたものと心得ておりますが、地方制度調査会の答申がそのまま行革審の答申に盛り込まれたわけではありません。今後とも地方

に対する一層の権限移譲を推進していく考えております。

社会資本整備については、これは米国から指摘されるまでもなく、我が国自身の問題として、本格的な高齢化社会が到来する二十一世紀を見据え、着実に充実を図っていく必要があると認識をいたしております。

なお、公共事業に係る補助率等については、平成二年度までの暫定措置として、昭和六十三年度に適用されている補助率等とすることにしていくところであり、暫定期間終了後の取り扱いにつきましては、関係省庁間の検討会において総合的に検討を行っているところであります。この場合、昭和六十二年引き下げ分については、平成三年度から六十一年度の補助率等の水準に復元するものとしておるところであります。

国民健康保険の保険基盤安定制度につきましては、この二年間の実施状況を踏まえ、また関係審議会や地方公共団体等関係方面の御意見を十分お聞きした上で、国庫助成の強化と同時に安定的制度化を図るものでございます。これにより国と地方が協力して国保の運営の安定化を図ろうとするものでありますので、御理解をいただきたいと思います。

平成二年度の予算は、内需を中心とした景気の持続的拡大の維持に配慮するとともに、真に必要な財政需要に適切に対応しつつ、歳出の徹底した見直し、合理化により特例公債依存体質からの脱却を実現し、公債依存度の引き下げを図ることとして編成をしたものであります。

消費税の創設を含む先般の税制改正は、来るべき高齢化社会を展望してすべての人々が社会共通

の費用を公平に分ち合うとともに、税負担が給与所得に偏ることなどによる国民の重税感、不正感をなくすことを目指したものでございまして、消費税については、国民各層の御指摘を踏まえ、見直し法案を国会に提出いたしております。消費税は、現在及び将来の我が国にとって不可欠の税制でありますので、廃止といったことではなく、その存続、定着という前提に立って、提出しました見直し法案の十分な御審議を賜りたいと考えております。

〔国務大臣(奥田敬和) 河上議員にお答えをいたします。〕

地方自治の充実強化方策につきましては、御指摘の事項を内容とする地方自治法の一部を改正する法律案、さきの衆議院解散によりまして審査未了、廃案となったところでございます。しかしながら、これらの改正は、地方自治の充実強化に権限移譲も含めて大変重要な内容を含んでおりますので、新たに必要が生じた事項も含めて早急に検討いたしました。できるだけ早い機会に地方自治法改正案を今国会に提出したいと考えておるところでございます。

次に、地方財政余剰論についてのお尋ねでございました。

地方財政は、御存じのとおり三千三百余の地方団体の財政の総体でございます。その中には財政力の弱い市町村がたくさんあるわけでございまして、単一の財政を主体とする国家財政と単純に比較すべきものではないと考えております。

平成二年四月十九日 衆議院會議録第十三号

平成二年度地方財政計画についての発言及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する河上肇雄君の質疑
朗読を省略した議長長の報告

また、地方財政は、平成二年度末でまだ六十七兆円の借入残高を抱えておることなどから、依然として厳しい状況にあります。したがって、これらの健全化に努めていかなければならないことは当然であると認識いたしております。

また、地方債に係ります政府資金の繰り上げ償還につきましては、資金コスト等貸し付け側の事情から一般的に困難な面もあるかと考えられますけれども、地方財政健全化の観点からも、河上議員御指摘のように、引き続き関係機関と協議してまいりたいと存じております。

次に、地方団体の財政需要の増大に対応した地方一般財源の充実についてのお尋ねでございます。

多極分散型国土形成、社会資本の整備、高齢化社会への対応等の課題に地方団体が今後とも積極的にこたえていくように、地方税、地方交付税の地方一般財源の充実強化に努めてまいります。

次に、直轄事業負担金の廃止と公共事業等の拡大に伴う地方財源措置についてのお尋ねでございます。

国直轄事業については、地方に受益があるという観点から、地方団体がその経費の一部を負担するというようにされているものでありますが、このあり方については、公共事業における国と地方の役割分担、費用負担のあり方等を踏まえまして、今後とも検討すべき課題であると存じます。また、公共事業増大に伴う地方負担の増については、毎年度の地方財政計画の策定を通じまして、一般財源を初めとする所要地方財源の確保を図ってまいりたいと考えております。

固定資産税の土地の評価がえに伴う負担増に対し

しまして、従来からなだかな負担増加となるように一定の負担調整措置を講じてきていたところでありまして。平成三年度の評価がえに係る調整措置については、今後評価がえに伴う負担状況の推移などを見きわめながら、税制調査会の検討も踏まえつつ、いわゆる緩和の方向で慎重適切に対処してまいれる所存でございます。

居住用住宅に対する固定資産税の件の御質疑でございますけれども、恐らく同じく負担適正化についての御議論の中に属すると思われまして、今後とも居住用住宅あるいは居住用住宅用地についての特例の措置、軽減措置については検討もし、できるだけの措置を講じてまいりたいと思っております。しかし、これ以上軽減できるかどうかについては、負担の公平及び市町村財政への影響も考えまして、慎重に検討すべきものと考えております。

次に、資産の用途別、所有形態別の負担の適正化についてのお尋ねでございます。

固定資産税は、固定資産の有する価値に着目いたしまして、そのことに租税力を見出して課税する物税でございます。したがって、資産の用途、所有形態によつて課税のあり方を異にするべきものではないかと考えております。ただ、先ほども申しましたように、居住用固定資産に対しては、住宅政策の観点から従来とも特例措置を講じて負担軽減を図ってきたところでございますので、よろしく御理解賜りたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇〕
○国務大臣(橋本龍太郎君) 河上議員に御指摘をいただきましたのは二点であります。

一つは、地方財政余剰論についてでございますが、地方は三千三百の地方団体の集合でありまして、それぞれの財政状況にはかなりの差異がありますことから、地方財政といひしてもその財政状況を一口で申し上げるのはなかなか難しい点があると思ひます。しかし、そうした前提の上で、あえて地方財政計画ベースで最近の地方財政を見てもまいりますと、公債依存度、公債費比率などの指標は従前よりも低い水準となっておりますのでありますし、また、平成元年度、二年度を通じて、比較的健康な状況にあるのではないかと思われます。

いずれにいたしましても、国と地方は車の両輪としてともに行財政改革を積極的に推進することが必要でありますし、中長期的に見て財政の健全性を確保し国民負担率の上昇を抑制するためには、臨時行政改革推進審議会の答申に沿ひまして、国と同様、地方財政におきましても、歳出規模の伸びを抑制していくべきものであると考えております。

もう一点は、地方債の繰り上げ償還についての御質問でございます。

これは、議員が地方財政に対して熱意を抱かれ提起をされた問題として、私も真剣に検討いたしました。しかし、既発の地方債の資金運用部への繰り上げ償還につきましては、一つは、資金運用部による貸し付けが長期固定金利かつ貸付金利が預託金利と同じでありまして利ざやのない貸し付けであること、同時に、借り手側の地方公共団体もこの有利かつ長期固定という借り入れを前提にして長期的な事業計画を策定されるなど大きなメリットを受けておられること、こうした状況を考

えてみますと、これを認めますことはやはり非常に困難でありますということはお理解をいただきたい、こう存じます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終了いたしました。

午後二時四十八分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 海部 俊樹君
大蔵大臣 橋本龍太郎君
農林水産大臣 山本 富雄君
通商産業大臣 武藤 嘉文君
自治大臣 奥田 敬和君
国務大臣 坂本三十三次君
国務大臣 砂田 重民君

出席政府委員

自治省財政局長 持永 堯民君

○朗読を省略した議長長の報告

(両院協議会請求)

一、去る四日、本院は、次の内閣提出案につき参議院が否決したので参議院に対して両院協議会を開くことを請求した。

平成二年度一般会計暫定予算
平成二年度特別会計暫定予算
平成二年度政府関係機関暫定予算

(兩院協議会協議委員議長副議長互選)

一、去る四日、協議委員議長副議長互選の結果、次のとおり当選した。

平成二年度一般会計暫定予算外二件兩院協議会協議委員

議長 野田 毅君
副議長 近藤 鉄雄君

(兩院協議会協議委員選挙通知)

一、去る四日、緒方事務総長から佐伯参議院事務総長あて、本院は、平成二年度一般会計暫定予算外二件兩院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨通知した。

野田 毅君 近藤 鉄雄君
越智 伊平君 佐藤 信二君
原田昇左右君 宮下 創平君
谷川 和穂君 越智 通雄君
中村喜四郎君 中村正三郎君

(予算送付及び通知)

一、去る四日、憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となった次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

平成二年度一般会計暫定予算
平成二年度特別会計暫定予算
平成二年度政府関係機関暫定予算

(通知書受領)

一、去る四日、佐伯参議院事務総長から緒方事務総長あて、参議院は平成二年度一般会計暫定予算外二件兩院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

穂山 篤君 菅野 久光君
鈴木 和美君 矢田部 理君
安恒 良一君 太田 淳夫君

(報告書及び文書受領)

一、去る四日、平成二年度一般会計暫定予算外二件兩院協議会衆議院協議委員議長野田毅君から櫻内議長あて、兩院協議会の成案を得なかった旨次の報告書を受領した。

平成二年度一般会計暫定予算兩院協議会報告書
平成二年度特別会計暫定予算兩院協議会報告書
平成二年度政府関係機関暫定予算兩院協議会報告書

告書
一、去る十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

農業基本法第六條第一項の規定に基づく平成元年度農業の動向に関する年次報告
農業基本法第七條の規定に基づく平成二年度に

おいて講じようとする農業施策についての文書
一、去る十三日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

林業基本法第九條第一項の規定に基づく平成元年度林業の動向に関する年次報告
林業基本法第九條第二項の規定に基づく平成二

年度に於いて講じようとする林業施策についての文書
一、去る十七日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく平成元年度漁業の動向に関する年次報告
沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく平成二

年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書

(政府委員承認)

一、去る五日、櫻内議長は、海部内閣総理大臣申し出の次の者を、第百十八回国会政府委員に任命することを承認した。

法務大臣官房審議官 永井 紀昭
法務大臣官房司 濱崎 恭生
法法制調査部長

一、去る十六日、櫻内議長は、海部内閣総理大臣申し出の次の者を、第百十八回国会政府委員に任命することを承認した。

運輸大臣官房国有
鉄道改革推進部長 吉田 耕三

(政府委員任命)

一、去る五日、海部内閣総理大臣から櫻内議長あて、五日議長において承認した永井紀昭外一名を、同日第百十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十六日、海部内閣総理大臣から櫻内議長あて、十六日議長において承認した吉田耕三を、同日第百十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る五日、海部内閣総理大臣から櫻内議長あて、第百十八回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
法務大臣官房審議官	濱崎 恭生	法務大臣官房司法法制調査部長	平二・四・五

法務大臣官房司法法制調査部長 則定 衛 最高検察 同 庁検事

(政府委員解任)

一、去る十六日、海部内閣総理大臣から櫻内議長あて、去る十日(運輸大臣官房国有鉄道改革推進部長兼内閣審議官) 吉田耕三の第百十八回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(議席変更)

一、去る十日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一三〇	岡田 利春君
一一三	川崎 寛治君
一一七	田邊 誠君
一一九	武藤 山治君

(常任委員解任及び補欠選任)
一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

解任	補欠
愛野興一郎君	小此木彦三郎君
小此木彦三郎君	愛野興一郎君

文教委員

解任	補欠
奥石 東君	串原 義直君
串原 義直君	奥石 東君

予算委員

解任	補欠
小此木彦三郎君	自見庄三郎君
井上 普方君	山口 鶴男君
児玉 健次君	正森 成二君

懲罰委員 申原 義直君 正森 成二君 奥石 東君 自見庄三郎君 山口 鶴男君 補欠 奥石 東君 木島日出夫君 申原 義直君 小此木三郎君 井上 普方君	一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 山口 鶴男君 井上 普方君 補欠 井上 普方君 山口 鶴男君	文教委員 池田 行彦君 越智 通雄君 補欠 池田 行彦君 越智 通雄君	予算委員 米沢 隆君 大内 啓伍君 補欠 大内 啓伍君 米沢 隆君	辞任 池田 行彦君 内海 英男君 越智 通雄君 木島日出夫君 古堅 実吉君 三浦 久君 大内 啓伍君 児玉 健次君 米沢 隆君 補欠 真鍋 光広君 井奥 貞雄君 佐藤 敬夫君 古堅 実吉君 金子 満広君 児玉 健次君 三浦 久君 大内 啓伍君	井奥 貞雄君 佐藤 敬夫君 真鍋 光広君 補欠 内海 英男君 越智 通雄君 池田 行彦君	一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 松浦 利尚君 補欠 北川 昌典君	外務委員 小杉 隆君 神崎 武法君 大石 千八君 補欠 大石 千八君 市川 雄一君 小杉 隆君	農林水産委員 大石 千八君 佐藤 隆君 原田 義昭君 御法川英文君 補欠 原田 義昭君 御法川英文君 大石 千八君 佐藤 隆君	予算委員 粟屋 敏信君 北川 昌典君 市川 雄一君 金子 満広君 金子 徳之介君 藤田 スミ君 渡部 一郎君 久野統一郎君 補欠 金子 徳之介君 松浦 利尚君 渡部 一郎君 藤田 スミ君 久野統一郎君 小沢 和秋君 山田 英介君 粟屋 敏信君	農林水産委員 小平 忠正君 菅原喜重郎君 補欠 菅原喜重郎君 小平 忠正君	建設委員 菅原喜重郎君 小平 忠正君 補欠 小平 忠正君 菅原喜重郎君	環境委員 塚本 三郎君 中井 治君 補欠 中井 治君 塚本 三郎君	予算委員 松本 十郎君 村岡 兼造君 冬柴 鐵三君 山田 英介君 小沢 和秋君 吉井 英勝君 古賀 一成君 自見庄三郎君 宮地 正介君 山口那津男君 補欠 古賀 一成君 自見庄三郎君 山口那津男君 宮地 正介君 吉井 英勝君 小沢 和秋君 松本 十郎君 村岡 兼造君 山田 英介君 冬柴 鐵三君	一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	地方行政委員 愛野興一郎君 松本 十郎君 補欠 松本 十郎君 愛野興一郎君	予算委員 内海 英男君 松本 十郎君 村岡 兼造君 山田 英介君 小沢 和秋君 鈴木 俊一君 木島日出夫君 自見庄三郎君 補欠 鈴木 俊一君 田辺 広雄君 自見庄三郎君 草川 昭三君 木島日出夫君 内海 英男君 菅野 悦子君 村岡 兼造君 松本 十郎君 山田 英介君	議院運営委員 草川 昭三君 補欠 山田 英介君	一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 北川 昌典君 新盛 辰雄君 補欠 新盛 辰雄君 北川 昌典君	法務委員 中野 寛成君 大内 啓伍君 補欠 大内 啓伍君 中野 寛成君
---	--	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

社会労働委員

辞任

今枝 敬雄君

今津 寛君

岡田 克也君

古賀 誠君

菅 直人君

越智 通雄君

工藤 巖君

倉成 正君

松本 十郎君

橋崎弥之助君

越智 通雄君

工藤 巖君

倉成 正君

松本 十郎君

村岡 兼造君

菅野 悦子君

橋崎弥之助君

串原 義直君

新盛 辰雄君

三浦 久君

大内 啓伍君

山原健二郎君

中野 寛成君

岩屋 毅君

小坂 憲次君

自見庄三郎君

萩山 教嚴君

山本 有二郎君

補欠

工藤 巖君

倉成 正君

越智 通雄君

松本 十郎君

橋崎弥之助君

岡田 克也君

今枝 敬雄君

今津 寛君

古賀 誠君

菅 直人君

萩山 教嚴君

山本 有二郎君

小坂 憲次君

岩屋 毅君

自見庄三郎君

東中 光雄君

菅 直人君

関 晴正君

北川 昌典君

山原健二郎君

中野 寛成君

三浦 久君

大内 啓伍君

松本 十郎君

倉成 正君

村岡 兼造君

越智 通雄君

工藤 巖君

北川 昌典君

関 晴正君

菅 直人君

新盛 辰雄君

串原 義直君

橋崎弥之助君

阿部未喜男君

串原 義直君

阿部未喜男君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

野田 実君

村上誠一郎君

関山 信之君

渡辺 嘉蔵君

今津 寛君

狩野 勝君

小澤 克介君

竹村 幸雄君

社会労働委員

辞任

児玉 健次君

菅 直人君

菅野 悦子君

橋崎弥之助君

菅 直人君

農林水産委員

辞任

佐藤 隆君

佐々木秀典君

御法川英文君

野坂 浩賢君

商工委員

辞任

小泉純一郎君

竹村 幸雄君

渡辺 嘉蔵君

通信委員

辞任

佐田玄一郎君

長勢 甚遠君

菅野 悦子君

野田 実君

松本 十郎君

金子 満広君

科学技術委員

辞任

野坂 浩賢君

金子 満広君

佐々木秀典君

吉井 英勝君

予算委員

辞任

松本 十郎君

村岡 兼造君

東中 光雄君

橋崎弥之助君

菅野 悦子君

金子 一義君

笹川 堯君

阿部 昭吾君

衡藤 晟一君

辞任

衡藤 晟一君

小泉純一郎君

補欠

衡藤 晟一君

渡辺 嘉蔵君

竹村 幸雄君

補欠

野田 実君

松本 十郎君

金子 満広君

佐田玄一郎君

長勢 甚遠君

菅野 悦子君

補欠

佐々木秀典君

吉井 英勝君

野坂 浩賢君

金子 満広君

補欠

金子 一義君

笹川 堯君

菅野 悦子君

阿部 昭吾君

児玉 健次君

松本 十郎君

村岡 兼造君

橋崎弥之助君

補欠

小泉純一郎君

衡藤 晟一君

阿部 昭吾君

木島日出夫君

阿部 昭吾君

阿部未喜男君

関山 信之君

阿部未喜男君

一、昨十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

小川 信君

堀込 征雄君

大蔵委員

辞任

菅 直人君

橋崎弥之助君

農林水産委員

辞任

佐藤 隆君

北沢 清功君

堀込 征雄君

御法川英文君

小川 信君

野坂 浩賢君

商工委員

辞任

川端 達夫君

衡藤 晟一君

伊藤 英成君

科学技術委員

辞任

野坂 浩賢君

北沢 清功君

予算委員

辞任

児玉 健次君

橋崎弥之助君

補欠

堀込 征雄君

小川 信君

補欠

橋崎弥之助君

菅 直人君

補欠

御法川英文君

野坂 浩賢君

小川 信君

佐藤 隆君

堀込 征雄君

北沢 清功君

補欠

伊藤 英成君

小泉純一郎君

川端 達夫君

補欠

北沢 清功君

野坂 浩賢君

補欠

木島日出夫君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

村岡 兼造君 中山 成彬君
 中山 成彬君 村岡 兼造君
 阿部 昭吉君 楠崎弥之助君

決算委員
 小泉純一郎君 補欠 衛藤 晟一君

議院運営委員
 伊藤 英成君 補欠 川端 達夫君
 川端 達夫君 伊藤 英成君

(特別委員辞任及び補欠選任)
 一、去る十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
 藤田 スミ君 補欠 辻 第一君
 辻 第一君 藤田 スミ君

一、去る十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
 藤田 スミ君 補欠 辻 第一君
 辻 第一君 藤田 スミ君

物価問題等に関する特別委員
 柳田 稔君 補欠 高木 義明君
 高木 義明君 柳田 稔君

一、昨十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員
 今津 寛君 補欠 塩谷 立君

古賀 誠君 金子 一義君
 藤原 房雄君 鍛冶 清君
 金子 一義君 古賀 誠君
 塩谷 立君 今津 寛君
 鍛冶 清君 藤原 房雄君

土地問題等に関する特別委員
 大内 啓伍君 補欠 伊藤 英成君
 菅 直人君 江田 五月君
 伊藤 英成君 大内 啓伍君
 江田 五月君 菅 直人君

(公聴会開会承認)
 一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る六日これを承認した。

公聴会開会承認要求書
 一、公聴会を開こうとする議案
 平成二年度一般会計予算
 平成二年度特別会計予算
 平成二年度政府関係機関予算

一、意見を聞くこととする問題
 平成二年度総予算について
 右によって公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

平成二年四月六日
 予算委員長 越智 伊平
 衆議院議長 櫻内 義雄殿
 (議案提出)

一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

自然環境保全法等の一部を改正する法律案
 簡易郵便局法の一部を改正する法律案
 放送法及び電波法の一部を改正する法律案

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件
 千九百七十二年二月二十六日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
 向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件
 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
 一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案
 一、去る十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

商法等の一部を改正する法律案
 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
 天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案
 一、昨十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
 麻薬取締法等の一部を改正する法律案
 (議案受領)
 一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
 千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件
 千九百八十九年のジエート及びジエート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件
 一、去る十六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
 簡易生命保険法の一部を改正する法律案
 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
 簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案
 一、去る十七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案
 (議案付託)
 一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十六号) 農林水産委員会 付託
 一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
 簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提出第三十八号)
 放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第三十九号)
 以上二件 通信委員会 付託
 自然環境保全法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三十七号) 環境委員会 付託

一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第三号) 向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

以上二件 外務委員会 付託

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号) 社会労働委員会 付託

一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件(条約第六号)(予)

千九百八十九年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件(条約第七号)(予)

以上二件 外務委員会 付託

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号) 環境委員会 付託

一、去る十六日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)(予)

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関

する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三号)(予)

簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)(予)

以上三件 通信委員会 付託

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第四六号) 法務委員会 付託

天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案(内閣提出第四七号)

大蔵委員会 付託

一、去る十七日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案(内閣提出第四八号)(予)

社会労働委員会 付託

一、昨十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号) 内閣委員会 付託

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号) 地方行政委員会 付託

麻薬取締法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号) 社会労働委員会 付託

(議案通知)

一、去る四日、次の内閣提出案は憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となつた旨参議院に通知した。

平成二年度一般会計暫定予算
平成二年度特別会計暫定予算
平成二年度特別会計暫定予算

平成二年度政府関係機関暫定予算
(議案通知書受領)

一、去る四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を否決した旨の通知書を受領した。

平成二年度一般会計暫定予算

平成二年度特別会計暫定予算

平成二年度政府関係機関暫定予算

(返付議案受領)

一、去る四日、参議院から返付された次の内閣提出案を受領した。

平成二年度一般会計暫定予算

平成二年度特別会計暫定予算

平成二年度政府関係機関暫定予算

(質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

タクシー運転手の労働条件の改善等に関する質問主意書(佐藤祐弘君提出)

(答弁書受領)

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員草川昭三君提出骨髄移植と骨髄バンクに関する質問に対する答弁書

骨髄移植と骨髄バンクに関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

平成二二年三月二十二日

提出者 草川 昭三

衆議院議長 櫻内 義雄殿

骨髄移植と骨髄バンクに関する質問主意書
白血病に代表される血液の難病に苦しむ人々は多いが、我が国ではこの病状に対する有効な治療法といわれる骨髄移植が定着していない。私はか

ねてから、難病対策の充実を一貫して政府に迫ってきたが、骨髄移植問題は行政の対応によって大きく前進するものと考えられる。

よって以下の質問をする。

一 いわゆる骨髄移植の我が国における現状を明らかにされたい。

二 米国など諸外国における骨髄移植の現状をどのように把握しているのか、明らかにされたい。

三 我が国においても、東海骨髄バンクのような骨髄移植に関する民間団体が積極的に活動している事例があるが、国内におけるいわゆる骨髄バンクの現状及び登録者数を明らかにされたい。

四 東海骨髄バンクのような民間団体の努力だけを当てにせず、公的な骨髄バンク制度の導入を図るべきと考えられるかどうか。

右質問する。

内閣答復一八第一号
平成二二年四月十日

内閣総理大臣 海部 俊樹

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議員草川昭三君提出骨髄移植と骨髄バンクに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員草川昭三君提出骨髄移植と骨髄バンクに関する質問に対する答弁書

一について

「骨髄移植による悪性腫瘍の根治療法に関する研究班」報告(平成元年度)によれば、我が国では昭和六十三年度に骨髄移植が二百四十五例

実施されており、そのほぼ全部が血縁者からの骨髓の提供によるものとされている。

また、同報告によれば、昭和五十八年度から昭和六十三年度までに実施された急性白血病の患者に対する骨髓移植(合計百七十七例)について、患者の五年生存率は四十三パーセントとされている。

二について

千九百九十年一月に開催された国際協力骨髓提供者組織(CMDP)の会議における報告等によれば、アメリカにおいては、アメリカ赤十字社を母体とした約八万人の登録者を有する骨髓バンクがあり、千九百九十年一月までにこれを利用した骨髓移植が約三百例行われているとされており、イギリスにおいては、患者家族の組織を母体とした約十四万人の登録者を有する骨髓バンクがあり、これを利用した骨髓移植が行われているとされている。また、同報告等によれば、その他の西欧諸国においても骨髓バンクが組織され、これを利用した骨髓移植が行われているとされている。

なお、これらの国々においても骨髓バンクを通さない血縁者間における骨髓移植が、我が国と同様に行われていると承知している。

三について

東海骨髓バンクは、患者及び骨髓移植に関する医療関係者が中心になり、愛知県、三重県、岐阜県及び静岡県を活動範囲として平成元年十

月に発足し、提供希望者の登録等の活動を行っている団体であり、平成二年二月末現在四千余人の提供登録者がいるとされている。平成元年秋には同バンクを利用した骨髓移植が初めて行われたと聞いている。

その他の地域においても、骨髓バンク設立の動きがあると聞いている。

四について

骨髓移植には、その治療方法としての評価、骨髓の採取に伴う提供者側の合併症等の危険、精神的負担等の問題があり、第三者からの骨髓の採取を前提とする骨髓バンクについては、医学的、社会的、倫理的に更に検討する必要があると考えている。

したがって、現在、骨髓移植に係る問題につき、各界の有識者を集めた研究班により検討が進められているところであり、近く検討の結果が得られることとなっており、この報告を尊重しつつ今後の骨髓移植に関する対策を進めてまいりたい。

(答弁通知書受領)

一、去る十七日、内閣から、衆議院議員佐藤祐弘君提出タクシー運転手の労働条件の改善等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成二年四月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

取引所税法案

右

国会に提出する。

平成二年三月六日

内閣総理大臣 海部 俊樹

取引所税法

取引所税法(大正十三年法律第二十三号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 課税標準及び税率(第七条・第八条)
- 第三章 特別徴収による納付等(第九条・第十条)
- 第四章 雑則(第十一条—第十三条)
- 第五章 罰則(第十四条—第十七条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、取引所税について、課税の対象、納税義務者、課税標準、税率、特別徴収による納付の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 取引所 証券取引法(昭和二十三年法律第

二十五号)第二条第十一項(定義)に規定する証券取引所、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第一項(定義)に規定する商品取引所又は金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第五項(定義)に規定する金融先物取引所をいう。

二 市場 証券取引法第二条第二項に規定する有価証券市場、商品取引所法第二条第三項に規定する商品市場又は金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物市場をいう。

三 有価証券等 証券取引法第二条第一項に規定する有価証券、商品取引所法第二条第二項に規定する商品、金融先物取引法第二条第一項に規定する通貨等その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。

四 先物取引 次に掲げる取引(オプション取引に係る権利の行使により行われるものを除く。)をいう。

イ 売買の当事者が取引所の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券等及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買の目的となつて有価証券等の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引

ロ 取引所の定める基準及び方法に従い、当事者があらかじめ指数等(有価証券等に係る指数、価格又は数値で取引所により定め

られたものをいう。以下この号において同じ。として約定する数値(第七条第二項において「約定数値」という。)と将来の一定の時期における現実の当該指数等の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

五 オプション取引 取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において有価証券等の売買取引又は前号に掲げる取引に該当する先物取引(当該先物取引に準ずる取引で取引所により定められたものを含む。)を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。

六 先物取引等 先物取引及びオプション取引をいう。

七 取引所の会員 取引所の会員(証券取引法第七十七条の二第二項(特別参加者)その他同法、商品取引所法又は金融先物取引法の規定により会員とみなされる者を含む。)であつて、証券取引法第七十七条(取引資格)若しくは第七十七条の二、商品取引所法第七十七条(取引資格)又は金融先物取引法第三十五条(取引資格)の規定によりその取引所の市場において先物取引等を行うことができるものをいう。

(課税の対象)

第三条 先物取引等には、この法律により、取引

所税を課する。

(納税義務者)

第四条 取引所の会員は、取引所の市場において行ったその先物取引等につき、この法律により、取引所税を納める義務がある。

(先物取引等とみなす場合)

第五条 取引所の市場における先物取引等の委託を受けた取引所の会員又は先物取引等の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けた者(以下この項において「委託を受けた取引所の会員等」という。)が、証券取引法第二百九条第一項(のみ行為の禁止)又は金融先物取引法第七十三条(のみ行為の禁止)の規定により禁止される売買その他の取引を行ったときは、当該委託を受けた取引所の会員等が、当該取引を行った時に、当該取引所の市場において、当該先物取引等の双方の当事者となつて先物取引等を行ったものとみなす。

2 前項の規定により取引所の市場において先物取引等を行ったものとみなされる者が、当該取引所の市場において先物取引等を行うことができる取引所の会員でないときは、その者を当該取引所の会員とみなす。

(納税地)

第六条 取引所税の納税地は、先物取引等が行われた市場を開設する取引所の主たる事務所の所

在地とする。

第二章 課税標準及び税率

(課税標準)

第七条 取引所税の課税標準は、次の各号に掲げる先物取引等の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 第二条第四号イに掲げる取引に該当する先物取引 当該先物取引に係る売買取引の契約金額

二 第二条第四号ロに掲げる取引に該当する先物取引 当該先物取引に係る取引金額

三 オプション取引 当該オプション取引を行う際に支払うことを約した対価の額

2 前項第二号に規定する取引金額は、同号の先物取引に係る約定数値及び取引単位に基づいて政令で定めるところにより算出した金額とする。

3 第五条第一項の規定により先物取引等を行ったものとみなされる場合における取引所税の課税標準は、委託者(当該先物取引等の委託又は委託の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る注文を受けた顧客をいう。)と同項に規定する委託を受けた取引所の会員等との取引に基づき第一項各号の規定の例により計算した金額とする。

(税率)

第八条 取引所税の税率は、次の各号に掲げる先物取引等の区分に応じ当該各号に定める税率とする。

一 先物取引 万分の〇・一
二 オプション取引 万分の一

第三章 特別徴収による納付等

(特別徴収による納付)

第九条 取引所の会員が取引所の市場において先物取引等を行った場合(第五条第一項の規定により先物取引等を行ったものとみなされる場合を除く。)には、当該取引所は、当該先物取引等が行われた際、当該先物取引等に係る取引所税を当該取引所の会員から徴収し、その徴収の日属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならない。

2 取引所が前項の規定により取引所税を納付する場合においては、その月中の取引所の市場において行われた先物取引等を第七条第一項各号に掲げる区分ごとに区分し、その区分ごとに算出したその月中の当該各号に定める金額の合計額を課税標準とし、これにそれぞれの税率を適用して算出した税額の合計額をもってその月分の納付すべき取引所税額とすることができる。

3 第一項の規定により取引所税を徴収して納付する取引所は、その納付の際、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十四条第一項(納付の手続)に規定する納付書に納付すべき取引所税額その他の大蔵省令で定める事項を記載した計算書を添付しなければならない。

(特別徴収に係る取引所税の徴収等)

第十条 取引所が前条第一項の規定により納付すべき取引所税を納付しなかったときは、税務署長は、その取引所税を当該取引所から徴収する。

2 第五条第一項の規定により取引所の市場において先物取引等を行ったものとみなされる場合における取引所税については、当該取引所の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長が、直ちにその取引所税を徴収する。

第四章 雑則

(先物取引等の開廃等の申告)

第十一条 取引所は、その市場において先物取引等を開始しようとするときは、政令で定めるところにより、その旨を当該取引所の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。取引所がその市場における先物取引等を廃止し、又は休止しようとする場合も、同様とする。

2 取引所の会員(第五条第二項の規定により取引所の会員とみなされる者を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、取引所の市場において先物取引等を行うときは、政令で定めるところにより、その旨を当該取引所の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。取引所の会員が取引所の市場における先物取引等を廃止し、又は休止しようとする場合も、同様とする。

3 取引所又は取引所の会員は、前二項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を前二項の税務署長に申告しなければならない。

(記帳義務)

第十二条 先物取引等が行われた市場を開設する取引所又は先物取引等を行った取引所の会員は、政令で定めるところにより、当該先物取引等に関する事項を帳簿に記載しなければならない。

2 取引所の会員につき、合併又は相統(包括遺贈を含む。)があつたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は相統人(包括受遺者を含む。)は、合併により消滅した法人又は被相続人(包括遺贈者を含む。)の前項の規定による記帳の義務を承継する。

(当該職員の質問検査権)

第十三条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員(以下「当該職員」という。)は、取引所税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 先物取引等が行われた市場を開設する取引所

二 先物取引等を行った取引所の会員

三 第七条第三項に規定する委託者

2 当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章 罰則

第十四条 第九条第一項の規定により徴収して納付すべき取引所税を納付しなかった場合には、取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納付しなかった取引所税の額が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、百万円を超えその納付しなかった取引所税の額に相当する金額以下とすることができる。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

二 第十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十六条 取引所税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十四条又は第十五条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

(一般的経過措置)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の取引所税法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる先物取引等に係る取引所税について適用し、施行日前に課した、又は課すべきであつた取引税については、なお従前の例による。

(暫定的非課税)

第三条 施行日から平成四年九月三十日までの間に行われる先物取引等のうち、次に掲げるものについては、取引所税を課さない。

一 新法第二条第四号イに掲げる取引に該当する先物取引のうち、本邦通貨又はアメリカ合衆国通貨を当該先物取引に係る売買の目的とするものであって、その対価がそれぞれアメ

リカ合衆国通貨又は本邦通貨をもって支払われるもの

二 新法第二条第四号ロに掲げる取引に該当する先物取引のうち、当該先物取引に係る指数等(同号ロに規定する指数等をいう。次条において同じ。)が預金契約に基づく債権(アメリカ合衆国通貨をもって支払を受けるものに限る。)の利率に基づいて算出した数値であるもの

(税率の暫定的軽減)

第四条 施行日から平成四年九月三十日までの間に行われる新法第二条第四号ロに掲げる取引に該当する先物取引のうち、当該先物取引に係る指数等が預金契約に基づく債権(本邦通貨をもって支払を受けるものに限る。)の利率に基づいて算出した数値であるものに係る取引所税の税率は、新法第八条第一号の規定にかかわらず、万分の〇・〇一とする。

(先物取引等の開座等申告に係る経過措置)

第五条 施行日前から引き続き改正前の取引所税法第五条第一項に規定する売買取引に該当する先物取引等が行われている市場を開設する取引所は、施行日において、新法第十一条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

2 施行日前から引き続き先物取引等が行われている市場を開設する取引所(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る新法第十一条第一項前段の規定による申告については、政令で

定めるところにより、その旨を、施行日から起算して一月以内に、当該取引所の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

3 施行日前から引き続き第一項の取引所の市場において同項の先物取引等を行っている取引所の会員は、施行日において、新法第十一条第二項前段の規定による申告をしたものとみなす。

4 施行日前から引き続き取引所の市場において先物取引等を行っている取引所の会員(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る新法第十一条第二項前段の規定による申告については、政令で定めるところにより、その旨を、施行日から起算して一月以内に、当該取引所の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

(罰則に係る経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる取引税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(有価証券取引税法の一部改正)

第七条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「売付」を「売付け」に、「因る」を「よる」に、「買付」を「買付け」に、「因り」を「よりに」、「基く」を「基づく」に、「但し」を「た

だし」に、「取引所税法(大正三年法律第二十三号)第五条第一項の規定により取引税」を「取引所税法(平成二年法律第 号)の規定により取引税」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第八条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び有価証券取引税法」を「有価証券取引税法」に改め、「納付すべき有価証券取引税」の下に「及び取引所税法(平成二年法律第 号)第九条(特別徴収による納付)の規定により徴収して納付すべき取引所税」を加える。

第十五条第二項第十一号を次のように改める。

十一 取引所税 先物取引等(取引所税法第二条第六号(定義)に規定する先物取引等という。)をした時

理 由

最近における先物取引等の実情にかんがみ、現行の取引税について、その名称を取引所税に改め、その課税の対象を見直すとともに、税率の調整を図り、あわせて、納税方法を特別徴収方式に改める等所要の規定の整備合理化を図るため、取引所税法の全部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

取引所税法案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨

1 議案の目的及び要旨
本案は、最近における先物取引等の実情にかんがみ、取引所税の課税の対象及び税率を見直すとともに、賦課課税を特別徴収に改める等所要の規定の整備合理化を図るため、取引所税法の全部を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 課税の対象
取引所の市場における先物取引及びオプション取引(以下「先物取引等」という。)を課税の対象とする。

2 納税義務者
取引所の会員を納税義務者とする。

3 納税地
先物取引等が行われた取引所の所在地を納税地とする。

4 課税標準
課税標準は、先物取引については契約金額又は取引金額、オプション取引については対価の額とする。

5 税率
税率は、先物取引については万分の〇・一、オプション取引については万分の一とする。

6 納税方法
取引所は、先物取引等が行われた際、取引所の会員から取引所税を徴収し、その徴収の

官 報 (号 外)

日の属する月の翌末日までに納付する。

7 その他

取引所税法の全文を口語体に改めるとともに、記帳義務に関する規定その他所要の規定の整備合理化を図る。

8 経過措置

(一) 先物取引のうち、米ドル短期金利先物取引及び日本円・米ドル通貨先物取引については、平成四年九月三十日までの間、取引所税を課さない措置を講ずる。

(二) 先物取引のうち、日本円短期金利先物取引に係る税率については、平成四年九月三十日までの間、万分の〇・〇一とする措置を講ずる。

9 施行期日

平成二年十月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

最近における先物取引等の実情にかんがみ、既に課税されている先物取引との負担の公平を確保するため、課税の対象を見直すとともに、税率の調整等を行うとする本案は、時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う増収額

本案施行に伴う増収見込額は、平成二年度において、約一〇億円である。
右報告する。

平成二年四月十七日

大蔵委員長 衛藤征士郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二年三月十三日

内閣総理大臣 海部 俊樹

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律

沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「補修又は当該事業を「補修(以下この号において「取得等」という。)に必要な長期資金(当該設備が主務大臣の定める事業の用に供されるものである場合には、当該設備の取得等に関連する当該事業に必要な長期資金を含む。)、産業の振興開発に寄与する高度で新しい技術の研究開発若しくはその利用(これらのために特別に費用を支出して行うもの又はその利用に関する権利を取得するものに限る。))に必要な長期資金又は産業の振興開発に寄与する事業」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

沖繩における産業の振興開発に資するため、沖繩振興開発金融公庫の業務について、資金の貸付対象設備が主務大臣の定める事業の用に供される場合には当該設備の取得等に関連する資金の貸付けを行うことができることとするほか、高度で新しい技術の研究開発等に必要な資金の貸付けを行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、経済社会の進展に対応するため、産業開発資金について改正を行うとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

1 第一に、産業の振興開発に寄与する設備が主務大臣の定める事業の用に供される場合には当該設備の取得等に関連する当該事業に必要なとなる立上り資金の貸付けを行うこと。

第二に、産業の振興開発に寄与する高度で新しい技術の研究開発等に必要な資金の貸付けを行うこと。

2 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

経済社会の進展に対応するため、産業開発資金について改正を行うことは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

第 三

本案施行に伴う予算措置

本案施行に要する経費は、産業開発資金三百五十五億円の中で措置している。
右報告する。

平成二年四月十八日

沖繩及び北方問題に
関する特別委員長 上田 哲

衆議院議長 櫻内 義雄殿

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二年三月二十日

内閣総理大臣 海部 俊樹

農業者年金基金法の一部を改正する法律

農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条」を「第四十九条の二」に改める。

第十三条中「理事を」役員」に改める。

第十九条第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「を行ない、並びにこれら」を「並びに借受け及び貸付け(使用収益権(地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。))の移転

を含む。を行ひ、並びに農地等及びその附帯施設に、「行なう」を「行ふ」に改める。

第二十條第一項中「売渡し」の下に「並びに借受け及び貸付け（使用収益権の移転を含む。）」を加え、同項第二号中「あわせ行なう」を「併せ行ふ」に改める。

第二十二條第一項中「（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項に次の三号を加える。

五 その者が農業生産法人構成員期間（農業者年金の被保険者が農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う農業生産法人（農地法第二條第七項の農業生産法人をいう。以下同じ。）の常時従事者（同項に規定する常時従事者をいう。以下同じ。）たる組合員又は社員となり、かつ、国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合（その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該農業生産法人の常時従事者たる組合員又は社員であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号

に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。）を有する者である場合におけるその農業生産法人構成員期間を合算した期間（第三号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

六 その者が特定被用者年金期間（農業者年金の被保険者が国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合（その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間（農地等につき耕作若しくは養畜の事業を行う者又は当該事業に従事する者であつた期間に限る。）を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。）を有する者である場合におけるその特定被用者年金期間を合算した期間（前三号に掲げる期間に該当する期間を除く。以下この号において同じ。）（その合算した期間が五年を超える場合には、五年）

七 その者が特定配偶者期間（その者が、死亡

した農業者年金の被保険者又は被保険者期間を有する者で政令で定めるもの（以下この号において「死亡被保険者等」という。）の死亡の時にその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であり、かつ、当該死亡被保険者等の死亡日に四十歳を超えていたことその他の政令で定める要件に該当する場合における次のイ及びロに掲げる期間のうちいずれか短い期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。）を有する者である場合におけるその特定配偶者期間を合算した期間

イ 二十年から前各号に掲げる期間を合算した期間（その合算した期間が二十年を超えない場合には、二十年）を控除して得た期間

ロ 当該死亡被保険者等の保険料納付済期間（納付された保険料（第七十三條の規定により徴収された保険料を含む。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）のうち、その者が当該死亡被保険者等の配偶者であり、かつ、耕作又は養畜の事業に従事していた期間

第二十三條第一項第二号中「農地法第二條第七項の」（以下単に「農業生産法人」という。）及び「農地法第二條第七項に規定する」を削り、同項第

三号中「所有権又は」を「所有権若しくは」に、「耕作又は」を「耕作若しくは」に改め、「行ふ者」の下に「又は前二号に掲げる者」を加え、「事業の」を削り、同条第二項第三号中「（納付された保険料（第七十三條の規定により徴収された保険料を含む。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）」を削り、「及び第四号」を「から第七号まで」に改める。

第二十五條第九号中「農地法第二條第七項に規定する」を削り、同条第十号を次のように改める。

十 第二十三條第一項第三号に該当することにより同項又は同条第二項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者（第二十二條第一項に規定する者に該当している者を除く。）にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当したとき（当該被保険者となつた者が引き続き農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行つたときを除く。）。

イ 当該被保険者をその後継者として指定した者が第二十三條第一項第二号に掲げる者以外の者である場合にあつては、当該指定した者が当該被保険者に対しその事業に供する農地等の全部又は一部について所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権

の設定をしないでその事業を廃止したとき。

ロ 当該被保険者をその後継者として指定した者が第二十三条第一項第二号に掲げる者である場合にあつては、当該指定した者が当該被保険者に対し当該農業生産法人に対して有する持分の全部の譲渡をしないでその組合員若しくは社員でなくなつたとき(当該被保険者となつた者が引き続き当該農業生産法人の常時従事者たる組合員又は社員であるときを除く。)又は当該農業生産法人が農地等につき所有権若しくは使用収益権に基づいて耕作若しくは養畜の事業を行う農業生産法人でなくなつたとき。

第二十六条の二第三項中「前二項を」を「前各項に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 保険料納付済期間等が十五年以上である者であつて、農業生産法人の常時従事者たる組合員又は社員となり、かつ、国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつたものが、六十五歳に達する日前に、第四十一条第一号又は第二号の経営移譲をし、かつ、その経営移譲をした日の翌日に同法第七条第一項第二号に該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までその間引き続き当該農業生産法人の常時従事者たる組合員又は社員であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。)において、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等

を満たしていないときは、その者は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

4 保険料納付済期間等が十五年以上である者であつて、国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつたものが、六十五歳に達する日前に、第四十一条第一号又は第二号の経営移譲をし、かつ、その経営移譲をした後同法第七条第一項第二号に該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその経営移譲をした日の一年前の日までの間引き続き農地等につき耕作若しくは養畜の事業を行う者であるか、又は当該事業に従事する者であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。)において、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていないときは、その者は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

第二十六条の三第二項中「前条第三項を」を「前条第五項に改める。

第三十四条の二を次のように改める。
(年金給付の額の自動的改定措置)
第三十四条の二 年金給付については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成二年(この項の規定による年金給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年)の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該年金

給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金給付の額の改定の措置は、政令で定める。

第三十七条第一項中「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(年金の支払の調整)

第三十七条の二 経営移譲年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として経営移譲年金の支払が行われたときは、その支払われた経営移譲年金は、その後に支払うべき年金給付の内払とみなすことができる。

2 第四十九条の二の規定により支給される農業者老齢年金の受給権が消滅した場合(次条に規定する場合を除く。)において、その受給権が消滅した日の属する月の翌月以降の分として農業者老齢年金の支払が行われたときは、その支払われた農業者老齢年金は、その後支払うべき年金給付の内払とみなすことができる。

第三十七条の三 年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき給付があるときは、主務省令で定めるところにより、当該給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

「第一号に掲げる要件に該当し、かつ、第二号から第四号までに掲げる要件のいずれか」に改め、同項第二号中「耕作又は養畜の事業の廃止の場合にあつては、」を削り、同項第三号中「耕作又は養畜の事業の縮小の場合にあつては、」を削り、「前号イ」を「第二号イ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 経営移譲者が、次のイ及びロに掲げる者に對し、それぞれイ及びロに掲げる処分対象農地等について、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養畜の事業を廃止したものであること。

イ 前号イに掲げる者(同号イの政令で定める者のうち耕作又は養畜の事業を行う個人にあつては、当該事業に常時従事することその他政令で定める要件に該当する者に限る。) 処分対象農地等のうち農地保有の合理化に資するものとして政令で定める面積以上の面積の農地等

ロ 前号ロに掲げる者(国民年金法第七条第一項第二号に該当する者で政令で定めるもののその他の政令で定める者に限る。) 処分対象農地等のうちイに掲げる農地等を除いた残余のすべて

第四十二条第三項中「又は同項第三号」を、同項第三号イ及びロに掲げる者に対する同号に該当する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定又は同項第四号」に改め、同項第一号中「第一項第二号の下に」又は第三号」を加え、同項第二号中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同条第四項中「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第四十三條の次に次の一条を加える。
(支給の繰下げ)

第四十三條の二 経営移讓年金に係る受給権者は、第三十四條第一項の請求と同時に、基金に對し、その者が指定する月(その者が六十五歳に達する日の属する月の翌月以前の月に限る。以下「指定月」という。)まで経営移讓年金の支給を繰り下げるべき旨の申出をすることが出来る。

2 前項の申出は、経営移讓年金の受給権を有することとなつた日から起算して一年を経過したときは、することが出来ない。

3 第一項の申出をした者は、いつでも、将来に向かつてその申出を撤回することが出来る。

4 第一項の申出をした者に対する経営移讓年金の支給は、第三十六條第一項及び第四十六條第一項ただし書の規定にかかわらず、指定月(第一項の申出を撤回したときは、その撤回をした日の属する月の翌月。以下同じ)から始めるものとする。

5 第一項の申出をした者が、同項の申出をせず経営移讓年金が支給されていたとすれば、第四十六條第二項又は第三項の規定により経営移讓年金の全部又は一部の支給が停止されることとなるときは、その停止されることとなる日に第一項の申出を撤回したものとみなす。

第四十四條第一項を次のように改める。
経営移讓年金の額は、第一号に掲げる額(経営移讓年金の支給を受ける原因となつた第四十一條第一号又は第二号の経営移讓が加算の要件に該当する経営移讓である場合には、その額に第二号に掲げる額を加算した額)とする。
一 支給基準時年齢(経営移讓年金の受給権を

有することとなつた日の属する月の末日における年齢(前条第一項の申出をした者にあつては、指定月の前月の末日における年齢)をいう。以下同じ。)
二 支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる額に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額

二 支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる額に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額

第四十四條第二項中「前二条」を「第四十二條及び第四十三條」に改め、「第四十二條第一項第三号の下に」の規定に該当して同号ロに掲げる者に對し所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が行われた農地等のうち政令で定める面積以下のもの及び同項第四号を加える。

第四十六條第二項第一号中「第四十二條第一項第二号ロ」の下に「又は第三号イ及びロ」を加え、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「第十二條第一項第二号ロ」の下に「又は第三号ロ」を加え、同条第三項中「同条第一項第二号若しくは第四号又は第五十二條第一項第二号若しくは第四号若しくは第二項第二号若しくは第四号」を「同条第一項第二号又は第五十二條第一項第二号若しくは第二項第二号」に改める。

第四十七條を次のように改める。

(支給要件)
第四十七條 農業者老齡年金は、経営移讓年金に係る受給権者以外の者であつて保険料納付済期間等が二十年以上であるものが六十五歳に達し

たときに、その者に支給する。
第四十八條中「五百五十八円」を「七百九十九円」に改める。

第三章第二節第二款第三目中第四十九條の次に次の一条を加える。

(農業者老齡年金の特例支給)

第四十九條の二 農業者老齡年金は、第四十七條に規定する場合のほか、経営移讓年金に係る受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき、その者に支給する。

一 第四十六條第二項各号のいずれかに該当している者が六十歳に達したとき。

二 六十歳以上の者が第四十六條第二項各号のいずれかに該当したとき。

2 前項の規定により支給する農業者老齡年金の額は、第四十八條の規定にかかわらず、支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる額に、それぞれ同表の第四欄に掲げる額に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。

3 第一項の規定により支給される農業者老齡年金に係る受給権は、前条に規定する場合のほか、受給権者が第四十六條第二項各号に該当しなくなつたときは、消滅する。

第五十一條中「並びに第四十七條第二号」を「第四十七條並びに第五十三條」に改め、同条の表中「こえる」を「超えない」に改め、同表の備考中「あらわした」を「表した」に改める。

第五十二條第一項中「その者が六十五歳に達する日の属する月までの分については「及び」とし、その者が六十五歳に達した日の属する月の翌月以後の分については第三号に掲げる額と同項第三号

に掲げる額とを合算した額(経営移讓年金の支給を受ける原因となつた第四十一條第一号又は第二号の経営移讓が第四十四條第一項の加算の要件に該当する経営移讓である場合には、その額に第四号に掲げる額及び同項第四号に掲げる額を加算した額)を削り、同項各号を次のように改める。

一 支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる額に、二百四十から被保険者期間の月数を控除した数に乗じて得た額の三分の一に相当する額

二 支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる額に、二百四十から被保険者期間の月数を控除した数に乗じて得た額の三分の一に相当する額

第五十二條第二項中「その者が六十五歳に達する日の属する月までの分については「及び」とし、その者が六十五歳に達した日の属する月の翌月以後の分については第三号に掲げる額と同項第三号に掲げる額とを合算した額(経営移讓年金の支給を受ける原因となつた第四十一條第一号又は第二号の経営移讓が第四十四條第一項の加算の要件に該当する経営移讓である場合には、その額に第四号に掲げる額及び同項第四号に掲げる額を加算した額)を削り、同項第一号イ中「千六百七十五円」を「支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる額に改め、同項第二号イ中「五百五十八円」を「支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる額に改め、同項第二号イ中「五百五十八円」

に掲げる額に改め、同項第三号及び第四号を削る。

平成二年四月十九日 衆議院會議録第十三号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び同報告書

第五十三条中「三年以上」の下に「であり、かつ、保険料納付済期間等が二十年未満」を加え、同条ただし書を削る。

第五十四条中「六十五歳に達する日の属する月の末日以前に」を削り、同条第一号中「経営移譲年金」を「年金給付」に、「別表」を「別表第二」に改める。

第五十六条中「別表」を「別表第二」に、「経営移譲年金」を「年金給付」に改める。

第八十一条の見出しを「(農地等の買入れ等)」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「第四十二条第一項第三号」を「第四十二条第一項第四号」に、「(農用地区域)」を「(農用地区域等)」に改め、「(農用地区域)」の下に「その他政令で定める区域」を加え、「買入れ」を「買入れ、又は借り受ける」に改め、同条第二項中「買入れ」の場合「買入れ、又は借り受ける場合」に改め、

別表第一(第四十四条、第四十九条の二、第五十二条関係)

「買入れ」の下に「又は借受け」を加え、「あわせて買入れ」を「併せて買入れ、又は借り受ける」に改める。

第八十二条の見出しを「(農地等の売渡し等)」に改め、同条中「買入れ」の下に「又は借受け」を加え、「(売渡し等)」を「(売渡し又は貸付け(使用収益権の移転を含む))」を「(売渡し又は貸付け(使用収益権の移転を含む))」に改める。

第八十三条第二項第一号中「農用地区域」を「農用地区域等」に改める。

第八十四条中「売渡し」の下に「並びに借受け及び貸付け(使用収益権の移転を含む)」を加える。

第八十七条第三項中「財務諸表」の下に「及び前項の事業報告書」を加える。

附則第十一条第一項中「二十年」を「三十年」に改める。

別表を次のように改める。

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄
六十一歳未満	六百九十六円	二百三十一円	四百六十三円
六十一歳以上六十二歳未満	七百八十円	二百五十九円	五百十九円
六十二歳以上六十三歳未満	八百六十四円	二百八十七円	五百七十五円
六十三歳以上六十四歳未満	九百五十九円	三百十九円	六百三十九円
六十四歳以上六十五歳未満	千六十七円	三百五十五円	七百十一円
六十五歳	千百九十九円	三百九十九円	七百九十九円

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二(第五十四条、第五十六条関係)

資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの農業者年金の被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間	金 額
三年以上 四年未満	一五二、〇〇〇円
四年以上 五年未満	二〇一、〇〇〇円
五年以上 六年未満	二五一、〇〇〇円

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行

六年以上 七年未満	三二八、〇〇〇円
七年以上 八年未満	四〇三、〇〇〇円
八年以上 九年未満	四七七、〇〇〇円
九年以上 一〇年未満	五五四、〇〇〇円
一〇年以上 一一年未満	六二九、〇〇〇円
一一年以上 一二年未満	七〇六、〇〇〇円
一二年以上 一三年未満	七八一、〇〇〇円
一三年以上 一四年未満	八五六、〇〇〇円
一四年以上 一五年未満	九三一、〇〇〇円
一五年以上 一六年未満	一、〇〇六、〇〇〇円
一六年以上 一七年未満	一、〇八二、〇〇〇円
一七年以上 一八年未満	一、一五八、〇〇〇円
一八年以上 一九年未満	一、二三四、〇〇〇円
一九年以上 二〇年未満	一、三〇九、〇〇〇円
二〇年以上 二一年未満	一、三八四、〇〇〇円
二一年以上 二二年未満	一、四五九、〇〇〇円
二二年以上 二三年未満	一、五三六、〇〇〇円
二三年以上 二四年未満	一、六一一、〇〇〇円
二四年以上 二五年未満	一、六八六、〇〇〇円
二五年以上 二六年未満	一、七六二、〇〇〇円
二六年以上 二七年未満	一、八三七、〇〇〇円
二七年以上 二八年未満	一、九一四、〇〇〇円
二八年以上 二九年未満	一、九八九、〇〇〇円
二九年以上 三〇年未満	二、〇六四、〇〇〇円
三〇年以上 三一年未満	二、一三九、〇〇〇円
三一年以上 三二年未満	二、二一四、〇〇〇円
三二年以上 三三年未満	二、二九〇、〇〇〇円
三三年以上 三四年未満	二、三六六、〇〇〇円
三四年以上 三五年未満	二、四四二、〇〇〇円
三五年以上 三六年未満	二、五一八、〇〇〇円
三六年以上 三七年未満	二、五九二、〇〇〇円
三七年以上 三八年未満	二、六六七、〇〇〇円
三八年以上 三九年未満	二、七四四、〇〇〇円
三九年以上	二、八一九、〇〇〇円

する。ただし、附則第十一条第一項の改正規定は平成二年五月十六日から、第五十四条及び第五十六条の改正規定中「別表」を「別表第二」に改

める部分、別表第一の次に別表第二を加える改正規定並びに附則第十九条、第二十一条、第二十二條及び第三十條の規定は平成四年一月一日から施行する。

(用語の定義)

第二条 この条から附則第二十二條までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新法 この法律による改正後の農業者年金基金法をいう。

二 旧法 この法律による改正前の農業者年金基金法をいう。

三 昭和四十九年改正法 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十号)をいう。

四 昭和五十四年改正法 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十二号)をいう。

五 昭和六十年改正法 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十一号)をいう。

六 昭和六十年法律第三十四号 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)をいう。

七 物価指数 総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。

八 平成元年基準物価上昇比率 平成元年の物価指数に対する平成二年の物価指数の比率をいう。

九 新経営移譲年金又は新農業者老齢年金 それぞれ新法による経営移譲年金又は農業者老齢年金をいう。

十 旧経営移譲年金又は旧農業者老齢年金 それぞれ旧法による経営移譲年金又は農業者老齢年金をいう。

十一 旧経営移譲年金受給権者 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において旧経営移譲年金に係る受給権を有していた

者をいう。
十二 旧農業者老齢年金受給権者 施行日の前日において旧農業者老齢年金に係る受給権を有していた者(旧経営移譲年金受給権者を除く)をいう。

(農業生産法人構成員期間等に関する経過措置)
第三条 昭和六十年法律第三十四号の施行の日前に農業者年金の被保険者であった者が、昭和六十年法律第三十四号の施行の日以前に国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第七條第一項第二号に該当しており、かつ、その後同号に該当しなくなった場合についての新法第二十二條第二項第五号及び第六号(新法第二十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「国民年金法第七條第一項第二号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)第七條第二項第一号」と、「なくなつた後同号」とあるのは「なくなつた後国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法(以下「新国民年金法」という。)第七條第一項第二号」と、「同号に掲げる者」とあるのは「旧国民年金法第七條第二項第一号又は新国民年金法第七條第一項第二号に掲げる者」と、「その同号に該当しなくなった日の属する月」とあるのは「その新国民年金法第七條第一項第二号に該当しなくなった日(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二号)の施行の日以後の日に限る。)の属する月」とする。

2 施行日前に農業者年金の被保険者であった者(前項に規定する者を除く。)についての新法第二十二條第二項第五号及び第六号(新法第二十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「その同号に該当しなくなった日の属する月」とあるのは、「その同号に該当しなくなった日(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二号)の施行の日以後の日に限る。)の属する月」とする。

第四條 昭和六十年改正法附則第三條の規定により同条の表の下欄に掲げる期間に算入された期間は、新法第二十二條第二項第五号の農業生産法人構成員期間及び同項第六号の特定被用者年金期間に該当しないものとみなす。

(特定配偶者期間に関する経過措置)
第五條 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に

ついての新法第二十二條第二項第七号(新法第二十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「死亡した」と

あるのは、「農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二号)の施行の日以後に死亡した」とする。

(保険料納付済期間等に関する経過措置)
第六條 昭和四十九年改正法附則第七條第三項若しくは昭和五十四年改正法附則第三條第三項の規定により農業者年金の被保険者の資格を取得した者又は昭和六十年改正法附則第三條の規定により同条の表の下欄に掲げる期間に算入された期間(以下「特例事業所期間」という。)を有する者について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、当該規定に規定する同表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同表の下欄

に掲げる期間を算入する。

新法第二十二條第二項第七号ロ及び第四十九條の二第二項
新法第二十六條の二第三項及び第四項
保険料納付済期間
昭和四十九年改正法附則第七條第二項の特定期間及び昭和五十四年改正法附則第三條第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間を合算した期間
昭和五十四年改正法附則第三條第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間、同条第六項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間及び特例事業所期間を合算した期間

第七條 昭和六十年法律第三十四号の施行の日以前の保険料納付済期間等が十五年以上である者が、昭和六十年法律第三十四号の施行の日以前に国民年金法第七條第一項第二号に該当しており、かつ、その後同号に該当しなくなった場合についての新法第二十六條の二第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

新法第二十六條の二第三項及び第四項	昭和六十年法律第三十四号の施行の日以前の国民年金法第七條第一項第二号	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)第七條第二項第一号
国民年金法第七條第一項第二号	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)第七條第二項第一号	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)第七條第二項第一号

(資料)の喪失の条件に関する経過措置

第七條 昭和六十年法律第三十四号の施行の日前の保険料納付済期間等が十五年以上である者が、昭和六十年法律第三十四号の施行の日国民年金法第七條第一項第二号に該当しており、かつ、その後同号に該当しなくなった場合についての新法第二十六条の二第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

国民年金法第七條第一項第二号	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)第七條第二項第一号
同法	国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法(以下「新国民年金法」という。)
該当しなくなつた場合	該当しなくなつた場合(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)の施行の日以後に該当しなくなつた場合に限る。)
かつ、同号	かつ、旧国民年金法第七條第二項第一号又は新国民年金法第七條第一項第二号

あるのは、「農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二号)の施行の日以後に死亡した」とする。

(保険料納付済期間等に関する経過措置)

第六條 昭和四十九年改正法附則第七條第三項若しくは昭和五十四年改正法附則第三條第三項の規定により農業者年金の被保険者の資格を取得した者又は昭和六十年改正法附則第三條の規定により同条の表の下欄に掲げる期間に算入された期間(以下「特例事業所期間」という。)を有する者について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、当該規定に規定する同表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同表の下欄

に掲げる期間を算入する。

新法第二十二條第二項第七号ロ及び第四十九條の二第二項
新法第二十六條の二第三項及び第四項
保険料納付済期間
昭和四十九年改正法附則第七條第二項の特定期間及び昭和五十四年改正法附則第三條第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間を合算した期間
昭和五十四年改正法附則第三條第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間、同条第六項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間及び特例事業所期間を合算した期間

昭和五十四年改正法附則第三條第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間、同条第六項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間及び特例事業所期間を合算した期間

昭和五十四年改正法附則第三條第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間、同条第六項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間及び特例事業所期間を合算した期間

昭和五十四年改正法附則第三條第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間、同条第六項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間及び特例事業所期間を合算した期間

昭和五十四年改正法附則第三條第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間、同条第六項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間及び特例事業所期間を合算した期間

昭和五十四年改正法附則第三條第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間、同条第六項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間及び特例事業所期間を合算した期間

昭和五十四年改正法附則第三條第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間、同条第六項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間及び特例事業所期間を合算した期間

昭和五十四年改正法附則第三條第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間、同条第六項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間及び特例事業所期間を合算した期間

昭和五十四年改正法附則第三條第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間、同条第六項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間及び特例事業所期間を合算した期間

2 施行日前の保険料納付済期間等が十五年以上である者（前項に規定する者を除く。）についての新法第二十六条の二第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「該当しなかつた場合」とあるのは、「該当しなかつた場合（農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第 号）の施行の日以後に該当しなかつた場合に限る。）」とする。

(經營移譲に関する経過措置)

第八條 新法第四十二條第一項、第三項及び第四項の規定は、施行日以後に耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合について適用し、施行日前に廃止し又は縮小した場合については、なお従前の例による。

(年金給付の額の改定の特例)

第九條 年金たる給付(以下「年金給付」という。)の額については、平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、平成三年四月分以後、その上昇した比率を基準として政令で定めるところにより改定する。

〔新経営移譲年金の額についての経過的特例〕

第十條 附則別表第一の第一欄に掲げる者については、新法別表第一の第二欄中「六百九十六円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第二欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「七百八十円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第三欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「八百六十四円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第四欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「九百五十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第五欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「千六十七円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第六欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「千百九十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第七欄に掲げる額とする。

平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「第二欄に

掲げる額とあるのは、「第二欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準」として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額とあるのは、「第三欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準」として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは、「第四欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準」として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは、「第五欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準」として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは、「第六欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準」として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは、「第七欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準」として政令で定める額」とする。

3 附則別表第二の第一欄に掲げる者について

は、新法別表第一の第三欄中「二百三十一円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第二欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「二百五十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第三欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「二百八十七円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第四欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「三百十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第五欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「三百五十五円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第六欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「三百九十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第七欄に掲げる額とする。

4 平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超え

るに至った場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは、「第二欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準」として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは、「第三欄に掲げる額に平成元年基準

物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

(新経営移譲年金の支給についての経過的特例)
 第十一条 農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者が施行日以後新法第四十一条各号のいづれかに該当した場合において、その者が附則別表第三の第一欄に掲げるものであるときは、その者は、新法第三十四条第一項の請求と同時に、基金に対し、次項から第五項までの規定による経過的特例としての年金給付を支給すべき旨の申出をすることができる。

2 前項の申出をした者については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へて、これらの規定を適用する。

新法第四十四条第一項第一号	新法第四十四条第一項第二号並びに第十二条第一項第二号及び第二項第二号イ	新法第五十二条	新法第五十二条第一項第一号及び第二項第一号イ
支給基準時年齢（経営移歳年金の受給権を有することとなつた日の属する月の末日における年齢（前条第一項の申出をした者にあつては、指定月の前月の末日における年齢）をいう。以下同じ。）における別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額	支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額	同項第一号	同項第二号
農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第...号。以下「平成二年改正法」という。附則別表第三の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額（その者が六十五歳に達する日の属する月の翌月以後の分については、それぞれ同表の第三欄に掲げる額）	平成二年改正法附則別表第三の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる額（その者が六十五歳に達する日の属する月の翌月以後の分については、それぞれ同表の第五欄に掲げる額）	平成二年改正法附則第十一条第二項の規定により読み替へて適用する第四十四条第一項第一号	平成二年改正法附則別表第三の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額（その者が六十五歳に達する日の属する月の翌月以後の分については、それぞれ同表の第三欄に掲げる額）

「第二欄に掲げる額」とあるのは、第二欄に掲げる額に平成元年の物価指数に対する平成二年の物価指数の比率（以下「平成元年基準物価上昇比率」という。）を乗じて得た額を基準として政令

で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは、「第三欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは、「第五欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

第一項の申出をした者が附則別表第四の上欄に掲げるものである場合についての新法第四十六條第一項の規定の適用については、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

第十二条 附則別表第五の上欄に掲げる者については、新法第四十八条中「七百九十九円」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

2 平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「下欄に掲げる額」とあるのは、「下欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準」として政令で定める額」とする。

(特例支給に係る新農業者老齢年金の額の計算の特例)

第十三条 附則別表第六の第一欄に掲げる者については、新法別表第二の第四欄中「四百六十三円」とあるのはそれぞれ附則別表第六の第二欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「五百

平成元年基準物価上昇比率が百分の

るに至つた場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは、「第二欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは、「第三欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは、「第四欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは、「第五欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは、「第六欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは、「第七欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

(旧経営移譲年金受給権者等に係る年金給付の特例)

第十四条 旧経営移譲年金受給権者及び旧農業者老齡年金受給権者に係る年金給付については、次項及び第三項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

2 旧経営移譲年金受給権者及び旧農業者老齢年金受給権者に係る年金給付については、次項の規定を適用する場合を除き、旧法中当該年金給

旧法第四十四条第一項第一号、旧法第五十二条第一項第一号及び第二項第一号イ並びに附則第二十九条の規定による改正前の昭和十六年改正法律（以下「旧六十年改正法」という。）附則第十條第一項

旧法第四十四條第一項第二号、旧法第四十八條、旧法第五十二條第一項第二号及び第二項第二号イ、旧六十年改正法附則第十條第一項並びに旧六十年改正法附則第十三條第一項

旧法第四十四条第一項第三号、旧法第五十二条第一項第三号及び第二項第三号イ並びに旧六十年改正法附則第十条第一項

旧法第四十四条第一項第四号、旧法第五十二条第一項第四号及び第二項第四号イ並びに旧六十年改正法附則第十条第一項

旧六十年改正法附則第十条第二項

旧六十年改正法附則第十三条第二項

旧六十年改正法附則別表第一の第二欄

千六百七十五円	千九百二十四円
五百五十八円	六百四十一円
百六十八円	百九十二円
五十五円	六十五円
昭和六十年	平成二年
昭和五十八年度	平成元年
昭和五十八年度基準 物価上昇比率	平成元年基準物価上 昇比率
昭和六十年	平成二年
昭和五十八年度	平成元年
三千七百十円	三千四百十九円
三千五百二十五円	三千二百四十八円
三千二百五十三円	三千三十四円
二千九百九十四円	二千八百二十四円
二千七百四十五円	二千六百二十一円
二千五百七円	二千四百二十一円
二千四百四十四円	二千三百八十七円

において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧六十年改正法附則別表第一の第三欄

二千三百八十一円	二千三百五十一円
二千三百二十一円	二千三百十八円
二千二百六十二円	二千二百八十五円
二千二百六円	二千二百五十四円
二千二百五十円	二千二百二十一円
二千九十六円	二千八百八十九円
二千四十四円	二千五百五十六円
千九百九十二円	二千二百二十六円
千九百四十四円	二千九十七円
千八百九十五円	二千六十七円
千八百四十八円	二千三十六円
千八百四円	二千八円
千七百五十九円	千九百七十九円
千七百十六円	千九百五十二円
百八十五円	百七十一円
三百六十一円	三百三十七円
五百二十八円	四百九十八円
六百八十六円	六百五十五円
八百三十六円	八百七円
八百十五円	七百九十六円
七百九十四円	七百八十四円
七百五十四円	七百六十一円
七百三十五円	七百五十一円
七百十七円	七百四十円
六百九十九円	七百三十円
六百八十一円	七百十九円

旧六十年改正法附則別表第一の第四欄

六百六十四円	七百八円
六百四十八円	六百九十九円
六百三十二円	六百八十九円
六百十六円	六百七十八円
六百一円	六百六十九円
五百八十六円	六百六十円
五百七十二円	六百五十円
三百七十一円	三百四十二円
三百五十三円	三百二十五円
三百二十五円	三百三円
二百九十九円	二百八十二円
二百七十五円	二百六十二円
二百五十一円	二百四十二円
二百四十四円	二百三十九円
二百三十九円	二百三十五円
二百二十七円	二百二十九円
二百二十一円	二百二十五円
二百十五円	二百二十二円
二百十円	二百十九円
二百五円	二百十六円
二百円	二百十三円
百九十四円	二百十円
百九十円	二百七円
百八十五円	二百四円
百八十一円	二百一円
百七十六円	百九十八円

旧六十年改正法附則別表第一の第五欄

百七十二円	百九十五円
十八円	十七円
三十六円	三十四円
五十三円	五十円
六十八円	六十六円
八十三円	八十一円
八十二円	七十九円
七十五円	七十六円
七十三円	七十六円
七十二円	七十四円
七十円	七十三円
六十八円	七十二円
六十六円	七十円
六十五円	七十円
六十三円	六十九円
六十一円	六十七円
六十円	六十七円
五十九円	六十六円
五十七円	六十五円
九百二十八円	八百五十五円
九百四円	八百四十三円
八百八十一円	八百三十一円
八百五十八円	八百十九円
八百三十六円	八百七円
八百十五円	七百九十六円
七百九十四円	七百八十四円

旧六十年改正法附則別表第二の下欄

九百二十八円	八百五十五円
九百四円	八百四十三円
八百八十一円	八百三十一円
八百五十八円	八百十九円
八百三十六円	八百七円
八百十五円	七百九十六円
七百九十四円	七百八十四円

3 新法第三十四条の二、第三十七条の二第一項及び第三十七条の三並びに附則第九条の規定は、第一項に規定する年金給付について準用する。

4 施行日前の月分の年金給付の額については、なお従前の例による。

(旧経営移讓年金受給権者等に係る年金給付の額の特例)

第十五条 旧経営移讓年金受給権者については、前条の規定により算定した旧経営移讓年金の額(同条第二項の規定により読み替えて適用される旧六十年改正法附則第十条第二項並びに前条第三項において準用する附則第九条及び新法第三十四条の二の規定により年金給付の額の改定が行われた場合にあつては、当該改定後の年金給付の額)が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧経営移讓年金の額(六十五歳に達する日の属する月の翌月が施行

七百七十四円	七百七十三円
七百五十四円	七百六十二円
七百三十五円	七百五十一円
七百十七円	七百四十円
六百九十九円	七百三十円
六百八十一円	七百十九円
六百六十四円	七百九円
六百四十八円	六百九十九円
六百三十二円	六百八十九円
六百十六円	六百七十九円
六百一円	六百六十九円
五百八十六円	六百六十円
五百七十二円	六百五十一円

日の属する月以後となる旧経営移讓年金受給権者の六十五歳に達する日の属する月の翌月以後の分の旧経営移讓年金にあつては、施行日の前日の属する月が旧経営移讓年金受給権者が六十五歳に達する日の属する月の翌月であつたとすれば、施行日の前日においてその者が受ける権利を有した旧経営移讓年金の額とする。以下この項において「既裁定年金額」という。より少ないときは、前条の規定にかかわらず、当該既裁定年金額をもって、その者に係る旧経営移讓年金の額とする。

2 旧経営移讓年金受給権者のうち施行日の前日において旧農業者老齢年金に係る受給権を有していたもの及び旧農業者老齢年金受給権者については、前条の規定により算定した旧農業者老齢年金の額(同条第二項の規定により読み替えて適用される旧六十年改正法附則第十三条第二項並びに前条第三項において準用する附則第九

条及び新法第三十四条の二の規定により年金給付の額の改定が行われた場合にあつては、当該改定後の年金給付の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧農業者老齢年金の額より少ないときは、前条の規定にかかわらず、当該施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧農業者老齢年金の額をもって、その者に係る旧農業者老齢年金の額とする。

(国庫負担の特例)

第十六条 国庫は、新法第六十四条に規定する額を負担するほか、当分の間、毎年度、次に掲げる額を負担する。

一 旧経営移譲年金の給付に要する費用の額(次号に掲げる額を除く。)の三分の一に相当する額

二 旧法第五十二条の規定によりその額が計算される旧経営移譲年金の給付に要する費用のうち同条第一項各号及び第二項各号に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用の額の四分の一に相当する額

(国庫補助等)

第十七条 国庫は、新法附則第十条の二第一項に

平成三年度	八十六億円
平成四年度	二百二十五億円
平成五年度	三百四十四億円
平成六年度	四百四十七億円
平成七年度	五百十六億円

2 平成四年度から平成七年度までの間において新法第三十四条の二(附則第十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、当該措置が講ぜられた年度以降平成七年度までの前項の表の上欄に掲げる各年度に応じ同表の

規定する額を補助するほか、当分の間、毎年度、基金に対し、旧経営移譲年金の給付に要する費用の額(旧法第五十二条の規定によりその額が計算される旧経営移譲年金の給付に要する費用のうち同条第一項各号及び第二項各号に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用の額を除く。)の六分の一に相当する額を補助する。

第十八条 国庫は、新法第六十四条に規定する額及び附則第十六条に規定する額を負担し、並びに新法附則第十条の二第一項に規定する額及び前条に規定する額を補助するほか、農業経営の近代化と農地保有の合理化の一層の促進に資する観点から、基金に対し、新経営移譲年金及び旧経営移譲年金(以下「新旧経営移譲年金」という。)の給付に要する費用の額の一部として、平成三年度から平成七年度までの各年度につき、それぞれ、次の表の上欄に掲げる年度に応じ同表の下欄に掲げる金額(平成元年基準物価上昇率が百分の百を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める金額。次項において同じ。)を補助する。

平成五年度	平成六年度	平成七年度
平成五年一月から同年十二月までの月分	平成六年一月から同年十二月までの月分	平成七年一月から同年十二月までの月分
一万三千六百円	一万四千四百円	一万五千二百円
平成四年	平成五年	平成六年
平成四年一月から同年十二月までの月分	平成五年一月から同年十二月までの月分	平成六年一月から同年十二月までの月分
一万三千六百円	一万四千四百円	一万五千二百円
平成三年	平成四年	平成五年
平成三年一月から同年十二月までの月分	平成四年一月から同年十二月までの月分	平成五年一月から同年十二月までの月分
一万三千六百円	一万四千四百円	一万五千二百円
平成二年	平成三年	平成四年
平成二年一月から同年十二月までの月分	平成三年一月から同年十二月までの月分	平成四年一月から同年十二月までの月分
一万三千六百円	一万四千四百円	一万五千二百円
平成一年	平成二年	平成三年
平成一年一月から同年十二月までの月分	平成二年一月から同年十二月までの月分	平成三年一月から同年十二月までの月分
一万三千六百円	一万四千四百円	一万五千二百円
平成零年	平成一年	平成二年
平成零年一月から同年十二月までの月分	平成一年一月から同年十二月までの月分	平成二年一月から同年十二月までの月分
一万三千六百円	一万四千四百円	一万五千二百円

3 国庫は、新法第六十四条に規定する額及び附則第十六条に規定する額を負担し、並びに新法附則第十条の二第一項に規定する額及び前条に規定する額を補助するほか、農業経営の近代化と農地保有の合理化の一層の促進に資する観点から、農業及びこれをめぐる諸情勢の推移、農業者の保険料負担能力等を考慮の上、平成八年度以降当分の間、別に法律で定めるところにより、基金に対し、必要な補助を行うものとする。

(保険料の額の特例)

第十九条 平成四年一月以後の月分の保険料の額は、新法第六十五条第三項及び第五項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 平成四年一月から同年十二月までの月分の保険料の額にあっては、一月につき一万二千

平成五年度	平成六年度	平成七年度
平成五年一月から同年十二月までの月分	平成六年一月から同年十二月までの月分	平成七年一月から同年十二月までの月分
一万三千六百円	一万四千四百円	一万五千二百円
平成四年	平成五年	平成六年
平成四年一月から同年十二月までの月分	平成五年一月から同年十二月までの月分	平成六年一月から同年十二月までの月分
一万三千六百円	一万四千四百円	一万五千二百円
平成三年	平成四年	平成五年
平成三年一月から同年十二月までの月分	平成四年一月から同年十二月までの月分	平成五年一月から同年十二月までの月分
一万三千六百円	一万四千四百円	一万五千二百円
平成二年	平成三年	平成四年
平成二年一月から同年十二月までの月分	平成三年一月から同年十二月までの月分	平成四年一月から同年十二月までの月分
一万三千六百円	一万四千四百円	一万五千二百円
平成一年	平成二年	平成三年
平成一年一月から同年十二月までの月分	平成二年一月から同年十二月までの月分	平成三年一月から同年十二月までの月分
一万三千六百円	一万四千四百円	一万五千二百円
平成零年	平成一年	平成二年
平成零年一月から同年十二月までの月分	平成一年一月から同年十二月までの月分	平成二年一月から同年十二月までの月分
一万三千六百円	一万四千四百円	一万五千二百円

八百円(平成元年基準物価上昇率が百分の百を超えるに至った場合においては、一万二千八百円にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)

二 平成五年一月から平成八年十二月までの月分の保険料の額にあっては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の中欄に掲げる額(平成元年基準物価上昇率が百分の百を超えるに至った場合においては、同表の中欄に掲げる額にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)を乗じて得た額を基準として政令で定める

新法第三十四条の二の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、当該措置に準じて政令で定めるところにより所要の調整が加えられた額)

2 三十五歳未満の農業者年金の被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までの月分のその者に係る保険料の額についての前項の規定の適用については、同項第一号中「一万二千八百円」とあるのは「九千四百四十円」と、同項第二号の表中「一万三千六百円」とあるのは「九千七百四十円」と、「一万四千四百円」とあるのは「一万二千八百円」と、「一万五千二百円」とあるのは「一万二千四百四十円」と、「一万六千円」とあるのは「一万四千四百四十円」とする。

3 平成九年一月以後の月分の保険料の額は、新法第六十五条第五項の規定にかかわらず、当分の間、別に法律で定める。

4 前項の規定による保険料の額は、新法第六十五条第三項の規定にかかわらず、農業者年金事業の給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入、国庫負担の額(附則第十六条の規定による国庫負担の額を含む。)及び新法附則第十条の二第一項の規定による国庫補助の額(附則第十条七条及び前条第三項の規定による国庫補助の額を含む。)に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

(死亡一時金等に関する経過措置)

第二十条 施行日から平成三年十二月三十一日までの間における新法第五十四条及び第五十六条の規定の適用については、旧法別表の規定は、なおその効力を有する。

(死亡一時金の支給要件の特例)

第二十一条 平成三年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての

新法第五十四条の規定の適用については、同条第一号中「年金給付」とあるのは「年金給付又は農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第 号。以下「平成二年改正法」という。）による改正前の農業者年金基金法による年金給付」と、その者の死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間についての別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額」とあるのは「平成二年改正法附則第二十二各号に掲げる額を合算した額」とする。

（脱退一時金及び死亡一時金の額のの特例）

第二十二条 平成三年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての脱退一時金及び死亡一時金の額は、新法第五十六条の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した額（新法若しくは旧法による年金給付の支給を受けた者又は支給を受けるべき新法若しくは旧法による年金給付でまだ支給を受けていないものがある者の死亡に係る死亡一時金にあっては、当該合算した額からその死亡した者が支給を受けた新法又は旧法による年金給付の総額（支給を受けた新法又は旧法による年金給付でまだ支給を受けていないものを除く）の額を含む。）を控除した額とする。

一 資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間（以下「基礎納付済期間」という。）についての昭和四十九年改正法による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和四十九年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

二 基礎納付済期間についての農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第六十五号）による改正前の農業者年金基金

法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十年一月から昭和五十六年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

三 基礎納付済期間についての昭和六十年改正法による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十七年一月から昭和六十年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

四 基礎納付済期間についての旧法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和六十二年一月から平成三年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

五 基礎納付済期間についての新法別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、平成四年一月以後の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た額に相当する額

（罰則に関する経過措置）

第二十三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、年金給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（農地法の一部改正）

第二十五条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第七号の二中「所有権を」とこれらの権利に改め、同条第二項第七号中「その世帯員に貸し付けようとする場合」の下に「農業

者年金基金がその土地を農業者年金基金法第十九条第一項第二号に掲げる業務の実施により貸し付けようとする場合を加える。

第七号の次に次の一号を加える。

七の二 農業者年金基金が農業者年金基金法第十九条第一項第二号に掲げる業務の実施により借り受けている小作地

（農地法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 施行日前にした行為に対する農地法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

（農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項中「第二十三條第二項」を「第二十三條第三項」に改め、同条第五項の表中「第四十七條第二号及び第五十二條」を「及び第四十七條」に改める。

第二十八条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第六項の表中「法第二十六條の二第三項」を「法第二十六條の二第五項」に、「第四十七條第二号」を「第四十七條」に、「第四十四條各号」を「第四十四條第一項各号」に改め、同条第八項中「第四十七條第二号」を「第四十七條」に、「同号に規定する耕作又は養蚕の事業を行う者」を「当該被保険者をその後継者として指定した者が第二十三條第一項第二号に掲げる者以外の者である場合にあつては、当該指定した者」に改め、「法第四十七條第二号中「第三号」とあるのは、改正法附則第三條第一項第五号」とを削る。

第二十九条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三條の表中「第二十六條の二第三項」を「第二十六條の二第五項」に、「第四十七條第二号」を「第四十七條」に改める。

附則第八條の表中「第二十六條の二第三項」を「第二十六條の二第五項」に改める。

附則第九條から第十四條までを次のように改める。

第九條から第十四條まで 削除

附則第十五條第一項中「昭和六十二年一月以後の月分」の下に「平成三年十二月までの月分に限る。」を加え、同項第二号中「昭和六十三年一月以後の月分」の下に「平成三年十二月までの月分に限る。」を加え、同号の表中「昭和六十四年」を「平成元年」に、「昭和六十五年」を「平成二年」に、「昭和六十六年」を「平成三年」に改め、同条第三項を削る。

附則第十七條中「経営移譲年金の支給を受けた者又は支給を受けるべき経営移譲年金を」農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第 号。以下「平成二年改正法」という。）による改正前の農業者年金基金法又は平成二年改正法による改正後の農業者年金基金法による年金給付（以下単に「年金給付」という。）の支給を受けた者又は支給を受けるべき年金給付に、「経営移譲年金の総額（支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けていないものの額を含む。）」を「年金給付の総額（支給を受けるべき年金給付でまだ支給を受けていないものの額を含む。）」に改める。

附則別表第一及び附則別表第二を削る。

第三十条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六條及び第十七條を次のように改める。

第十六條及び第十七條 削除

附則別表第一

平成二年四月十九日 衆議院會議録第十三号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び同報告書

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄	第 五 欄	第 六 欄	第 七 欄
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	千五百九十九円	千六百八十円	千七百六十一円	千八百四十二円	千九百二十三円	二千二十四円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	千四百九十三円	千五百六十九円	千六百四十四円	千七百二十円	千七百九十五円	千八百九十円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	千三百九十円	千四百六十一円	千五百三十一円	千六百二円	千六百七十二円	千七百六十円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	千二百九十円	千三百五十五円	千四百二十一円	千四百八十六円	千五百五十一円	千六百三十三円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	千百九十二円	千二百五十二円	千三百十二円	千三百七十二円	千四百三十二円	千五百八円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	千百七十五円	千二百三十四円	千二百九十三円	千三百五十四円	千四百十三円	千四百八十七円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	千九十九円	千百五十七円	千二百三十一円	千三百四円	千三百七十七円	千四百六十五円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	千二十五円	千九十八円	千百七十円	千二百五十八円	千三百四十四円	千四百四十五円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	九百四十円	千二十六円	千百十円	千二百十円	千三百十円	千四百二十四円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	八百七十一円	九百五十五円	千五十三円	千百六十六円	千二百七十八円	千四百四円
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	八百三円	八百九十九円	九百九十六円	千百七円	千二百三十二円	千三百八十四円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	七百九十一円	八百八十六円	九百八十二円	千九十一円	千二百十四円	千三百六十四円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	七百七十九円	八百七十三円	九百六十七円	千七十五円	千百九十五円	千三百四十三円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	七百六十八円	八百六十一円	九百五十四円	千六十円	千百八十円	千三百二十五円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	七百五十八円	八百四十九円	九百四十一円	千四十六円	千百六十三円	千三百七円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	七百四十七円	八百三十七円	九百三十七円	千三十一円	千百四十六円	千二百八十八円

附則別表第二

昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	七百三十六円	八百二十四円	九百十三円	千十五円	千二百二十九円	千二百六十八円
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	七百二十五円	八百十三円	九百一円	千円	千百十四円	千二百五十一円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	七百十六円	八百二円	八百八十八円	九百八十六円	千九十七円	千二百三十三円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	七百五円	七百九十一円	八百七十五円	九百七十三円	千八十三円	千二百十六円

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄	第 五 欄	第 六 欄	第 七 欄
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	八十四円	八十八円	九十二円	九十六円	百一円	百六円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	百六十六円	百七十四円	百八十三円	百九十一円	二百円	二百十円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二百四十五円	二百五十七円	二百七十円	二百八十二円	二百九十五円	三百十円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百二十二円	三百三十九円	三百五十五円	三百七十一円	三百八十八円	四百八円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百九十七円	四百十七円	四百三十八円	四百五十八円	四百七十八円	五百三円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百九十二円	四百十二円	四百三十二円	四百五十一円	四百七十一円	四百九十六円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百六十六円	三百八十六円	四百十円	四百三十四円	四百五十九円	四百八十八円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百四十二円	三百六十六円	三百九十円	四百十八円	四百四十七円	四百八十一円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百十三円	三百四十一円	三百七十円	四百三円	四百三十六円	四百七十四円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	二百九十円	三百十八円	三百五十一円	三百八十八円	四百二十六円	四百六十八円
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	二百六十七円	三百円	三百三十二円	三百六十九円	四百十円	四百六十一円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	二百六十四円	二百九十六円	三百二十八円	三百六十四円	四百五円	四百五十五円

昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	二百六十円	二百九十一円	三百二十三円	三百五十八円	三百九十九円	四百四十八円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	二百五十六円	二百八十七円	三百十八円	三百五十三円	三百九十二円	四百四十一円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	二百五十二円	二百八十三円	三百十三円	三百四十八円	三百八十七円	四百三十五円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	二百四十九円	二百七十九円	三百九円	三百四十三円	三百八十二円	四百二十九円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	二百四十五円	二百七十五円	三百五円	三百三十八円	三百七十六円	四百二十三円
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	二百四十二円	二百七十二円	三百円	三百三十四円	三百七十一円	四百十七円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	二百三十八円	二百六十七円	二百九十六円	三百二十九円	三百六十六円	四百十一円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	二百三十五円	二百六十三円	二百九十二円	三百二十四円	三百六十円	四百五円

附則別表第三

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄	第 五 欄
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	三千二百四十八円	千三百三十七円	百七十一円	六十円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三千三十四円	千六十二円	三百三十七円	百十八円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二千八百二十四円	九百八十九円	四百九十八円	百七十四円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二千六百二十一円	九百十八円	六百五十五円	二百二十九円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	二千四百二十一円	八百四十八円	八百七円	二百八十二円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	二千三百八十七円	八百三十六円	七百九十六円	二百七十八円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	二千三百五十一円	九百二十四円	七百八十四円	三百八円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	二千三百十八円	千二十二円	七百七十三円	三百四十円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	二千二百八十五円	千百三十円	七百六十一円	三百七十七円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	二千二百五十四円	千二百五十一円	七百五十一円	四百十七円

附則別表第四

昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

附則別表第五

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	八百五十五円
-------------------------------	--------

附則別表第六

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄	第 五 欄	第 六 欄	第 七 欄
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	四百九十六円	五百五十六円	六百十六円	六百八十四円	七百六十一円	八百五十五円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	四百八十九円	五百四十八円	六百七円	六百七十四円	七百五十円	八百四十三円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	四百八十二円	五百四十円	五百九十八円	六百六十五円	七百四十円	八百三十一円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	四百七十五円	五百三十二円	五百九十円	六百五十五円	七百二十九円	八百十九円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八円	五百二十五円	五百八十一円	六百四十六円	七百十八円	八百七円
昭和六年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百六十二円	五百十七円	五百七十三円	六百三十七円	七百八円	七百九十六円
昭和十一年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十二円	五百十八円	五百七十四円	六百三十八円	七百九円	七百九十七円
昭和十六年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	四百六十三円	五百十九円	五百七十五円	六百三十八円	七百十円	七百九十八円

理 由

最近における農業事情その他の社会経済情勢等にかんがみ、農業者年金事業の安定を図るため給付等の適正化を行うとともに、経営移譲年金について農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層

推進するための措置を講ずるほか、農業者年金の受給資格要件の拡充、農業者年金基金の行う離農給付金の支給業務の延長等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
(内閣提出に關する報告書)
議案の目的及び要旨

一 本案は、農業者の老後保障と農業構造改善の一層の促進等に資するため、農村の高齢化の進行に対応した年金の給付体系の変更、年金財政

基盤の長期安定、管農意欲の高い農業者の規模拡大の促進等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
1 年金の給付体系の変更
六十歳を超えても心身ともに壮健な農業者が増えていること等を踏まえ、現行のように

六十歳時での経営移譲を画一的に誘導するのではなく、農業者の選択により六十五歳までの間で適期の経営移譲を促進するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 経営移譲年金を終身同一水準の年金に変更し、支給開始時期は六十歳から六十五歳までの間で農業者の選択に委ねること。

(2) 年金額については、どの支給開始時期を選択しても均衡のとれたものとする。

2 年金財政基盤の長期安定化

被保険者、受給権者及び国が一体となって年金財政基盤の安定を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 現行の定率国庫助成に加えて、農業構造の改善の一層の促進に資する観点から、当分の間国庫から所要の追加助成を行うこと。

(2) 保険料を段階的に引き上げること。

(3) 既受給権者の年金額につき、従前の額を保障しつつ、必要な範囲で物価スライドを停止すること。

3 分割経営移譲方式の創設

農地を農業の担い手たる農業者に集積するため、経営移譲農地を分割して相当部分の農地を農業者年金の被保険者などに処分し、被用者年金に加入している後継者などにその他の農地を処分する経営移譲方式を新たに設けるものとする。

4 離農給付金支給事業の延長

平成二年五月十五日が実施期限となつてゐる離農給付金支給事業について、離農者の処分量にに応じて給付金額を設定するなど一定

の見直しを行い、さらに十年間延長実施するものとする。

5 施行期日

この法律は、平成三年四月一日から施行するものとする。ただし、離農給付金支給事業に関する規定については、平成二年五月十六日から、保険料等に関する規定については、平成四年一月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、農業の実情に即した農業経営の近代化と農地保有の合理化、年金財政の長期安定を図る措置等として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二年度一般会計予算(農林水産省所管)に農業者離農給付金交付金として七億三千八百四十二万円が計上されている。

右報告する。

平成二年四月十八日

農林水産委員長 亀井 静香

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、最近の農業・農村をとりまく厳しい情勢に対処し、本制度が農業者の老後の保障と農業構造の改善に十分な役割を發揮できるよう、左記事項の実現に努め、制度の長期にわたる安定的発展に遺憾なきを期すべきである。

記

一 農業構造の改善の一層の促進に資する観点から、本年金の財政基盤を長期的に安定させるため、年金財政の動向等に依りて国庫から必要な額が助成されるよう十分配慮すること。

また、年金未加入者の加入促進について、一層の努力をすること。

二 保険料については、農家の負担能力の実情、本年金の政策年金としての性格等を踏まえ、過重負担にならないよう設定すること。

三 今回の改正に伴う新給付体系への移行、経営移譲に係る分割移譲方式の導入等については、その趣旨を周知徹底し、運用に遺憾なきを期すること。

四 農業のもつ家族経営体としての特性等を考慮し、経営移譲年金の受給権者が死亡した場合における遺族年金等の実施については、次期財政再計算時を目的に検討すること。

また、農業に専従する主婦等の年金への加入について引き続き検討すること。

五 離農給付金交付制度の運用に当たっては、離農者の農地が中核的農家の経営規模の拡大等農業構造の改善に資するよう十分配慮すること。

六 農業者年金に加入している農業生産法人構成員の厚生年金への移行については、その実態を踏まえ、これが円滑に行われるよう配慮すること。

七 年金事業の末端業務が円滑かつ的確に実施されるよう、農業委員会の役割の明確化など業務執行体制の整備充実に努めること。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二年三月十三日

内閣総理大臣 海部 俊樹

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律

皇室經濟法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「二億五千七百万円」を「二億九千万円」に改める。

第八条中「二千三百六十万円」を「二千七百万円」に改める。

附 則

この法律は、平成二年四月一日から施行する。

理 由

最近の經濟情勢にかんがみ、内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、昭和五十九年四月の内廷費及び皇族費の定額改定以後の物価の上昇及び国家公務員給与の引上げ等の事情を考慮し、内廷費の定額を三千三百万円増額して二億九千万円に、皇族費算出の基礎となる定額を三百五十万円増額して二千七百万円にそれぞれ改定しようとするものである。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号	
大蔵省印刷局	
電話	03(587) 4302
定価	本号一部 二二六円
(税別)	六円を省く